

319.122
To347n



0010759000

0010759-000

319.122-To347n

日本大陸政策の発展

東亜研究所

1940

ABJ

日本大陸政策の發展

内 容

| | | |
|---|-----------|----|
| 序 | | 一 |
| 一 | 前一年史 | 八 |
| 二 | 熱河事件 | 一七 |
| 三 | 塘沽停戰協定 | 二五 |
| 四 | 支那國際管理政策 | 三七 |
| 五 | 天羽聲明 | 四六 |
| 六 | 北支不明朗化 | 五八 |
| 七 | 擬裝親日 | 六五 |
| 八 | 梅津何應欽協定 | 七八 |
| 九 | チャハル、藻洲事件 | 九三 |

| | | |
|----|-------------|-----|
| 一〇 | 多田聲明・廣田三原則 | 九六 |
| 一一 | 幣制改革 | 一〇五 |
| 一二 | 冀察政務委員會 | 一一五 |
| 一三 | 冀東防共自治政府 | 一三一 |
| 一四 | 共產軍操縱 | 一三五 |
| 一五 | 西南派沒落 | 一四〇 |
| 一六 | 人民戰線運動 | 一四五 |
| 一七 | 綏東事件 | 一六五 |
| 一八 | 西安事件 | 一七〇 |
| 一九 | 三中全會 | 一八一 |
| 二〇 | 攻勢的北支原狀回復政策 | 一九〇 |
| 二一 | 英支經濟合作 | 一九六 |
| 二二 | 極東集團安全保障政策 | 一九九 |
| 二三 | 支那再認識政策 | 二〇三 |
| 二四 | 通觀 | 二〇九 |
| 註 | | 二二七 |



319.122
To 397m
序

一、この小文は支那政治班昭和十四年度業務計畫の一部を爲すものである。表題は業務計畫に掲出されたものを便宜そのまま踏襲した。

二、日本の大陸政策とは、アジア大陸沿岸の島嶼國日本のアジア大陸に對する政策の意味である。二千年來現在に至つてなほ日本民族の國家活動の本據はこのアジア大陸沿岸の日本列島に在る。而してかゝる島嶼國家の大陸に對する政策が（自己の國家的存續の維持なる自明の一般的原则以外に）、自己の國家的存續維持の爲の必須の安全保障として大陸對岸地域に於ける優勢なる敵對勢力の生長確立の阻止をその原則とするものであることは、敢へて日本のみの場合に限りぬ。古今東西の一般的事象である。従つて、上述の如き原則に因由する近代日本の大陸政策の、その具體的なる成立と展開、その歴史的

な特殊性を捉へる爲には、かゝる一般的なる地理上の規定と相交錯せしめつ、更に、日本が前世紀中葉開國を強要せられそこに登場を餘儀なからしめられた當時及び爾來今日に於ける東亞の歴史的就中外交史的規定を顧みねばならぬ。即ち前世紀後半以往に於ける東亞の世界政治的情勢、就中既に半殖民地化への経路を辿り始め來つた支那、かく支那を侵略し來つた三大世界列強（露、英、米）の東亞への壓力、かゝる壓力のさ中にあつて自己の民族的獨立と國家的存續とを維持せむとする日本の必死の努力、かゝる日本と支那及び之に侵入し來つた列強相互間の具體的政策の交錯、それらの相互規定的なる歴史的展開等々の入念な外交史的な研究を必須とするのである。例へば、日本の大陸政策なるが故に即ち侵略的であり軍國主義的であると爲す近時支那側^三ソ聯側の一般の見解の如きは、かゝる外交史的なる充分の努力に何ら基くことなく、従つてむしろ外交史的無智若しくは單なる感情論をその本質とするものであり（その政略

的言辭としての成否如何は姑く措くとして）、世界外交史學界百年の定論は自ら別なるべきを覺えるのである。

三、上述の如き含意の日本の大陸政策の對象が戦争と平和を通じ恒に第一義には大陸對岸の諸大陸國（Continental power, Land power）主として支那・ロシアであり、その舞臺が大陸の對岸地方主として滿洲蒙古北支中支であることは、近代國家として成立後間もない日本がその國運を賭けた二大戦争が夫々支那、ロシアを對象として滿洲北支に決行された史實が既に之を實證しよう。小文の對象及び地域も自ら以上に他ならぬのであるが、茲では支那政治班としての任務上、その主眼を専ら北支に於ける日支關係に限定した。

取扱ふべき時代は滿洲事變以後支那事變勃發までと限つた。蓋し、實質上より觀れば、日本の大陸政策は滿洲事變により鮮明に一新段階へと飛躍をなしたことに島嶼國日本はヴェルサイユ・ウオシント

ン世界體制と袂別しつゝ、同時に亦大陸國としてアジア大陸中に決定的に自己を確立するに至り、爾來支那事變を迎ふるに至る迄の日本の大陸政策は、かゝる非歐米的世界地位を模索しつゝ、ある島嶼國にして他面大陸國なる、新しき日本の性格を、大陸對岸に於ける他の諸大陸國（主として支那ソ聯）と新たに調整せしめむとする（従つて戰爭への可能性をも含む）努力をも概観しうべきものであり、従つてこの期間は日本大陸政策史上滿洲事變に始まる數階の經緯をも解せられうるからである。

四 島嶼國日本は、しかし乍ら、他面その海洋面に於ける自己の國家的存續の爲の必須の安全保障として、且つその特殊な國民經濟の再生産に必須なるその貿易確保の保障として、當然に、海洋政策を堅持せざるを得ず、かゝる政策は西太平洋を相對的に恒に制する足る限度の海軍力の維持をその核心とし、東亞に於ける主要海上國（sea power）たる英、米をその對象とする。上述の如き含意の海洋

政策は、等しく日本民族の國家的存續の維持に必須の要請に基く故に、大陸政策とは必然に並存し之と互に相補完すべき日本の二個の基本國策であり、例せばその大陸政策の展開は恒にその海洋政策による庇護の下に始めて可能であり、西太平洋に於ける海軍力の一般的均衡を全く無視する如き大陸政策の遂行は事實上不可能である。（その逆も亦然り）かくて、滿洲事變より支那事變を迎ふるに至る間の日本の大陸政策は、その展開途上に於ける英米等海上國よりの不斷の介入妨害。支那の英米への便乗等に關しては、一に英米を對象とせるこの間の日本海洋政策の展開（西太平洋に於ける不脅威不侵略海軍維持の爲のウォシントン、ロンドン兩海軍條約脫退^三）かゝる經過に對する支那の異常な關心）によつて庇護育成され來つたのである。小文は一應島嶼國日本の基本國策の一としての大陸政策の追究に始終する故に、こゝに恒に大陸政策の進展の謂はゞ背景を爲すものとしての英米を對象とする海洋政策の存在を指搦し、一言兩

者の必然の關聯に及ぶ。

五小文の行論は、政策の基調及びその段階の持續推移轉回の傾向を要約するを努め、従つて記述は敘述的よりもむしろやゝ圖式的であり且つその繁簡も必ずしも一樣でない。(簡略を期する爲記述的部分は文章體を用ひた。)なほこゝにいふ政策とは時々の國內國際經濟上の情勢を綜合した一國の全國力を背景として採擇施行せられた政策とその政治的經濟影響等を意味し、従つて政策決定に當つてその要因をなす上述國內國際經濟上の個々の情勢自體については、これに關係ある限度に於いてのみ考察するに止まる。

六滿洲事變より支那事變に至る期間は各國關係外交文書關係者の回顧録等の公刊を許すには未だ餘りにも事新しく、之らを缺く現狀に於いては正確なる外交史的研究は嚴密には不可能といふべきである。小文に於いては試みに(ハイ)關係各國の公表文書類、(ロ)關係各

國の新聞雜誌等に公表を許された報道中略々その事實を確認しうるもの、の二種のみ全く依據し他の資料は一切これを用ひない。(所謂秘話秘聞若しくは憶斷成見イデオロギイの類は及ぶ限り排除せんと努めた。)暗中摸索の態は一々に御教示を仰ぐ。なほ公表された協定聲明談話等々は繁を厭ふて本文中には或は部分要旨の摘記に止め、或は全く之を省いたが、何れも記載の出所を注記して置いた故適宜御檢出あり度い。

七歴年は便宜日本昭和年度に統一した。一〇・一〇・一〇とは昭和十年十月十日を指すの類である。因みに日本歴年、民國紀元、西紀を對稱すれば左の如し。

| | | | | | | | |
|------|------|----|----|----|----|----|----|
| (西紀) | 1931 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 |
| (民國) | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| (昭和) | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |

一、前一年史

一、蔣介石國民政府主席・行政院長を辭職下野し（六・一二・一五）一中全會を廣東派に任せたる上その失敗に乗ぜんとして、現下政局一切の責は汪精衛・胡漢民以下廣東派の負ふべきものにして責任所屬不明なる政局への出場は反對なる旨通電^二を發す。（七・一・一四杭州）而して一中全會を通ずる廣東派の反蔣聯合戰線策は不成功に終り、蔣は汪の杭州來訪を迎へ（一・一七）蔣・汪・胡聯繫して國難救済なる名目の下に、豫定の如く再出馬して南京に入り（七・一・二二）、汪行政院長に就任す。蔣汪聯繫政權の對日態度につきては汪の徐州紀念週講演（二・一五）

「一面抵抗一面交渉……野に在つて硬論を唱ふるを要せず朝に在つて軟語を要せず云々」^三

蔣も日支國交斷絶策は一時人氣を搏すべきも結局日本に滅ぼさるゝ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including a table of contents and various paragraphs of text.)

事確實なる旨聲明す。(一・二二)

三、蔣の陸海空軍總司令辭職に伴ひ張學良の陸海空軍副司令の地位も自然消滅し、學良は改めて北平綏靖公署主任に任ぜらる。(六・一二・一七)顧問英人ドナルド。次いで東北政務委員會北平に移駐し(七・一・三〇)、學良その筆頭常務委員となり、全委員會は依然東北四省河北チャハルを管轄區域としてその政務一切を擔當す。學良は對滿強硬策を標榜して國內反對派の攻撃の餘地を封じ且つ之らに對しては蔣と聯繫を保ち、他方日本に對しては不抵抗の態度に出でて専ら北支に自己の地盤堅持を圖る。

三、一中全會に敗退せる孫科。陳友仁等の廣東派は主に西南に逃亡し、蔣を日支紛争の渦中に捲きこみて窮地に陥れおとして陳友仁系第十九路軍上海抗日會等を煽動し上海に於いて日本軍と衝突せしむ。(一・

二九)十九路軍に對する國內輿論の同情昂まるに伴ひ、對日戰に積極的に乗出さざる蔣。張への不評も昂まり、蔣汪聯繫による國民政府も全國軍人宛上海事件に奮起一致抗敵玉碎すとも日本と決戦すべき旨一應通電を發す。(一・三〇)廣東派は之に乗じその地歩を恢復確立せんとして洛陽二中全會(三・一六)次いで洛陽國難會議(四・七一)の開催を決せしも、陪都の結果蔣に逆用せられて共に國民政府支持の輿論製造舞臺たるに終る。後者の出席者は招待會員の約三分一、一「長期抗日」を決議せるのみ。かくて蔣汪政權は上海戰に對し

1、日本を利用して廣東系十九路軍に深刻なる打撃を與ふること共に、その經濟的地盤たる上海を安全地帯として確保せんが爲に、それ以上の日本の銳鋒を回避す。

2、日米開戰・米ソ接近を宣傳して日本牽制を策したるも不成功に終る。

3 聯盟上海調査委員會の中間報告（第一回二、六、第二回二、一二、第三回二、二〇、第四回三、四）も支那側より見れば妥協的空氣濃し。

等の理由により英公使の停戰調停に應じ五、五上海（淞滬）停戰協定日支間に成立す。在廣東中央委員は輿論の之に對する不滿の傾向に乗じ連名して協定反對通電を發し反蔣の氣勢を擧げ、（五、九）馮王祥、宋哲元、孫殿英等北方軍閥も同趣通電して之に呼應す。

四 國際聯盟調査團一行は上海、南京を経て北平に入り（四、九）、學良は同團歡迎會席上にて東北問題に關する聲明書^{（註）}を發表して同團迎合に努む。（四、一二）一方國民政府首腦蔣、汪、顧維鈞、羅文幹等は蔣主宰の下に盧山會議を開催して（六、一四—一七）調査團への對策方針を決定し、汪、顧、羅、宋子文等は直ちに北平に赴きて（六、一九）右案の實施に着手す。即ち調査團一行に對しては

導ら綱を係員として右案に基く解決案^{（註）}を手交する等暗中飛躍を開始するに共に、學良に對してはその對日態度積極化へと誘導壓迫し、滿洲の治安を攪亂して日本に滿洲統治能力なしとの印象を汎く世界一般に擴がらしむるよう指示す。協議の結果は南滿洲の治安攪亂は學良に一任することとし、その操縦下の東北義勇軍に對しても軍費を援助し、軍費問題は宋子文その捻出を擔當することとなる。他面予め米國の諒解を取つけつゝ對ソ國交調整を急ぎ秘密接近の形にて北滿攪亂にその協力を救むることとし、汪その連絡を擔當し、之に従つて國內共產黨討伐は當分現狀維持にて進むこととなる。外交部ソ支不可侵條約締結準備中と聲明す。（六、一〇）

五 この間に石友三、韓復榘、湯玉麟等北支軍閥間に學良を擁立する反蔣的動向濃化し始め、蔣はその切崩しの爲張群を北平に派して（七、一四）學良と會談その南下を勸誘せしむ。次いで行政院長汪も辭

表を呈出し、同時に學良宛通電を發してその對日態度軟弱を責め刺違へ的にその下野を勸告し（八・六）、行政院各部長も之に従ひ連袂辭表を呈出す。（八・一〇）學良は先づ勸告謝絶を通電せるも、國民政府の汪慰留の方針に出で且つ日本の對學良態度硬化に伴ふ平津人心の動搖の兆現はるゝに至りて、下野を聲明し（八・六）、國府中央政治會議も形式的にその辭免を發表す。（八・一六）一方宋哲元・于學忠以下五十余名の舊東北系將領は學良の留任要求の強硬通電を發す。（八・一七）次いで盧山に於いて蔣汪間の妥協成立す。（八・二〇）その條件は

1. 對日滿態度は聯盟と日滿關係の成行を見て善處す。
2. 東北義勇軍は今後改めて中央より援助す。
3. 學良を復活せしめ新設軍事委員會北平軍事分會常務委員として北支の軍事を委任し、同時に委員中に張群・陳儀を加へ蔣の目付とす。
4. 汪には留任のまま、休暇を與ふ。（一〇、二二私かに外遊に上る）

よ或程度まで犠牲を拂ふ。支圖交回復を圖る。（一二・一二無條件圖交回復公文交換）

蔣は引續き學良・宋子文と會談す。（一一・一〇漢口）

1. 對滿態度は熱河の形勢險惡を防ぐ爲日本の銳鋒を専ら北滿に集中せしむるを要し、従つて極力蘇炳文軍を支持援助する一方ソ聯に積極的に接近し北滿背後の攪亂を圖る。

2. 聯盟に對しては引續き滿洲の治安紊亂を宣傳す。

3. 北支に於いては現状の維持を圖り北支獨立の運動の徵候に對しては軍事會議を開催して北支將領の内部結束を圖る。

蔣は更に、聯盟總會に於ける國府の失敗糾弾を名目とする汪・胡・孫科・李宗仁・馮玉章・閻錫山等を連ぬる反將聯合戰線成立の徵候に對し、先づ孫科の抱込みによる切崩しを圖り、孫の立法院長就任（八・一五實現）。對日強硬。對ソ復交等を條件とする蔣孫間の妥協成立す。かくて三中全會（一二・一五―一二）は孫系の對日強硬論

の獨壇場となり、國際聯盟は滿洲問題に對し實質的解決力を有せざるが故に表面之を利用するも東北は支那獨力を以て回復するを要し、之が爲武力抗爭の手段を採るも、從來の如き日本軍に對する決戰主義は失敗せるに就き、廣く滿洲各地に分解して日本軍の治安維持を亂し滿洲國機構の完成を擱し、之を経續して遂に日本をして支那との妥協を求めしむるに至らしむべき旨の決議、其他抗日作戰計畫、軍用糧食購入、獨米よりの武器購入借款等、所謂對日七案を通過せしむ。學良等の舊東北系はこれによりて熱河擾亂を督促せられて對日妥協の餘地なからしめられ、國府の抗日傾向も蔣の對汪、對宋とその妥協工作に伴ひ一段づつ漸次進展するに至る。

六、日本の對學良態度明確化に従つてその東北復歸絶望となるに伴ひ、學良は六月の盧山會議決定を打算しつゝ、

1. 進退兩難の境を破りて輿論の支持改めて獲得して國內的面目を察

き

2. 柳盟臨時總會開會（一二・六）に先だつて問題を國際化して國際政局（殊に米・ソ）の東北への關心干渉を誘導し、その自己への後援力を挽回し

3. 湯玉麟を威服せしめて麾下舊東北系を結束せしむ
等の考慮より、對日不抵抗より積極抗日に轉じて熱河擾亂の實施に着手し、朝陽寺事件（七・一七―二〇）等々發生するに至る。之により學良は熱河軍に抗日を電命し（七・一九）、將も亦學良。湯宛抗日を電命し（七・一八）且つ北平將領軍事會議（七・二六）に張群を派遣し、中央は場合によりて中央軍を北上せしむる用意ある故熱河、平津に於いては全力を擧げて抵抗すべき旨を通達せしむ。

二、熱河事件

一、學良は先づ麾下各軍の移動を行ひて天津山海關方面に兵力を増強し（一一・二七）、次いで北平將領會議に於いて（一二・二七）學良韓復榘・宋哲元、蔣伯誠等出席

1. 義勇軍に軍費武器を供給して滿洲を積極的に擾亂せしむ
2. 日滿軍の熱河討伐には北支三十ヶ師を以つて當る等を決定す。

三、山海關事件（八・一・二一—一〇）

北支駐屯軍發表（一・二）、陸軍省公報（一・三）、北支駐屯軍司令官學良宛警告文（一・二）、滿洲國學良宛警告文（一・三）

「…本事件は必ずしも軍從來の方針を變更せしむるものではなく、もし支那側にして誠意を披瀝して善後策を講ずるならばこれを局部的出來事と認め事態を擴大せしむる意思はない。…一に支那側の態度如何にある云々。」（一・三陸軍省談話_(二)並公表）

孫科・胡・在獨中の汪。蔡廷楷等の廣東派はこの衝突を反蔣政策に利用すべく、抗日を高唱して國內輿論を煽動す。(一・五宣言發表、一・一二汪ジュネーブにて長期抗日決意宣言)蔣。學良もかくて自衛上廣東派の對日長期抵抗論に合流し對日一戰の意を定む。國府政府軍事委員會は熱河日支衝突不可避の旨非公式に發表し(一・一〇)蔣は蔣伯誠と再度北上せしめて(一・九)中央は兵力を増加し武器彈藥を急送すべき故對日積極策を採るべき旨學良に回答す。學良も在北平外人記者團に地方的解決不可能の旨聲明し(一・五)ドナルドを介して米との間に武器供給等に関し諒解を成立せしむ。

三、東北系正規軍約十五万は熱河省内に侵入し、傍系何柱國軍山海關灤河間に約八万平津に豫備軍十萬、かくて湯玉麟まづ抗日通電を發す。(一・二九)國民政府は宋子文・揭杰等を北上せしめ(二・一一)

學良と協議の結果略々

1. 東北系軍を二個集團に分ち第一集團は學良第二集團は張作相總司令となる。河北の中央、山西、山東軍約十六万は總豫備軍とす。
 2. 軍費一千万元は宋河北にて調達す。
 3. 予め宣傳により外交團聯盟の注意を喚起牽制し置きて後日本の武力行動を誘致して、列國干涉の端を作る。
 4. 熱河の無抵抗放棄は對內的に不可能故一應抗戰に出づ。
 5. 戰火平津波及の時は總退却を行ひ、各國公使の調停を依頼して日本軍の河北省進撃を阻止す。
- と決定、次いで宋は在北平英米佛伊各國公使と會見を行ひ、熱河に赴きて湯とも協議を行ふ。(二・一七)同日學良前線に總攻撃令を下し(二・一七)亦抗戰通電を發す。(二・一八)

「支那は熱河の現状を國際的に極めて重大性あるものと確認す……
…學良は南京政府の一官吏故彼の爲すところは總て中央の命に

よるものなり云々(一・一、二・三 宋子文聲明 北平)

四日滿熱河討伐軍は二・二四頃より本格的軍事行動を起し忽ち承德に入り(三・四)同上旬中に長城線に迄到達す。陸軍省談話(二・二〇)、日本政府聲明(二・二二)

「今回事たる滿洲國の爲には望むる國內問題を解決するに過ぎず、軍は日滿親善の精神に基き如上滿洲國の行動に對し滿腔の贊意を表し所要の兵力を以て協同事に徹することゝなれり。従つて軍はその實力行爲を滿洲國領域外に脱逸せしむるが如きは斷じて好まざる所、然れ共北支政權にして力が軍に對して積極的實力行動に出づるが如き場合に於いては戰禍惹いて北支に及ぶも亦やむを得ざるべきは何人と雖も首肯し得る所にして、その責任の彼に屬すべき又元より當然なり。これを要するに軍の庶幾する所は滿洲國の健全なる發達と東洋全局の和平にあり云

云」(二・二五關東軍司令官聲明)

「熱河平定は本來純然たる國內問題である。領域内の反抗分子を鎮壓するのは統治權の發動に過ぎない。治安維持及び國土保全について共同責任を分つ日本軍との協同により最も迅速に作戰を終了し、以つて内には國礎を固め外には滿洲國の嚴たる存在を示さんとする次第である」(二・一八 滿洲國討熱軍司令部聲明)

五蔣は學良に激勵訓電を發した(一・一三)るのみにて自ら表面に出づるを回避し續けたるも、復活せる孫科は蔣牽制の意味より引續き對日強硬論を唱へて國府内を引づり、外交部長羅文幹の對日抗戰聲明(一・二二)となり、孫自身も西南派宛對日武力抵抗の通電を發す。(一・二六)熱河敗退の後西南派も通電して(三・七)學良一人に責を負はしむる蔣の態度を攻撃して蔣をして積極抗日の正面

の窮地に立たしめむとすると共に、復た馮・閻等北支軍閥との間に反蔣聯合の結成を企つ。

六、熱河事件前平津各地民衆團體は連名にて南京宛學良の對日戰備は爲す處なき故中央は北平の事態に善處きれ度き旨通電を發する等、學良威信の名實伴はざるにつれて北支軍閥間の均衝破る。馮・閻・宋商震の間には北支の地盤を分割して之に西南系第三黨をも加へたる反蔣反張聯合形成の兆動く。蔣は之に對し承德陷落に先だち何應欽を入平せしめ(三・三)、次いで何を華北前方總指揮に任じ(三・七)中央軍六師・山西・山東軍を冀東・通州に移動集結して、東北系軍を監視せしめつゝ日本軍の平津接近を利用して北支地盤乗とり(政變)開始の用意に着手す。

學良は熱河戰失敗の責を任ひて饒禮上辭職懇請を通電せるに(三・七)、蔣は之に乗じて、保定にて學良と會見(三・九)してその辭表

を受理し東北系十六ヶ師を引繼ぐ。東北軍に反抗の色ありし爲何をしてクーデターをも準備せしめつゝ翌日北平にて學良の現職一切の引繼を了し、(三・一〇)その代表者として何に北支軍政權を掌握せしめ、東北軍は改編の上中央軍に編入しその一半を抗日戰に配備せしむ。學良正式に下野を通電す。(三・一一)

七、汪外遊より歸國し(三・一七)て積極抗日の姿勢を示しつゝ行政院長に復せしも、次いで監衣社系の恐喝によりて孫科等より蔣の陸海空軍大元帥案中央政治會議に提出され(三・二二)、汪は蔣の獨裁化と、孫・胡等の對日硬論に反對して辭表を提出し(三・二三)半年目の蔣汪會見(三・二六)の結果汪復職し復び蔣汪聯繫政權成立す。(三・三〇)その妥協條件は

1. 蔣は軍事、汪は外交と政權を分つて擔當す。
2. 聯盟無力(三・二七)日本脱退す。大詔煥發)。日本強硬・財政

窮乏等に鑑み、滿洲問題は熱河陷落を一段落として一先づ打切り、消極的長期抗日の名目下に諸反蔣派を懐柔しつゝ、靜觀態度を採る。汪は蔣擁護下に紀念週講演にて「一面抵抗・一面交渉」の趣旨を繰返す。(四・二)

「日本の侵略に對し積極的抵抗を行ふべしとの余の見解は爾來何等變るところなし…聯盟の決議により支那が事實上世界の凡ゆる同情を獲たる事明瞭となりたるは満足なり云々」(三・一四汪歸途香港にて聲明)

三、塘沽停戰協定

一、保定會議(三・九)

蔣・宋・何協議の結果は

1. 聯盟へ期待薄の上は、日本との正面衝突を欲せざる故、日本と深刻なる抗爭關係にある學良は北支より排除して、國民政府が日本と停戰す。積極長期抵抗の方針は不變。

2. 東北失地。熱河敗戦の直接責任を早急に學良に集中して輿論の南京非難開始を豫防す。

3. 北支に獲得せる蔣の地盤確保の爲に離軍勢力一掃の要あり。中央軍背後より督戰して之らに對日長城線奪還戦を行はしむ。

4. 輿論に對する抗日標榜の手前直接に日本と單獨交渉には入りえず。日滿軍を平津近くに誘致して利害關係ある列國の調停を誘引し、前年上海に於ける如く關係列國參加の公開停戰協議の方式を採る。

直接交渉方式の回避。

等と決定。外交部長羅は北上し（三・一一）て英米佛公使と會談し

（三・一三）調停申入等を協議す。

「保定會議の結果支那として假令如何なる事情ありとも既定の方針を變更する事なく、あくまで聯盟の採擇せる第十五條第四項に基く報告書の趣旨を導きし全世界指示の下に問題を處理するのみ云々」（三・一四羅聲明）

三、冀東陥落

三。九以降連日長城線古北口喜峯口等に舊東北系軍。山西軍五万逆襲挑戰を繰返し來り、日本側は中立地帯設定の提案無視せられたる後四。一〇行動を開始し之を灤河右岸地區に掃蕩して一應長城線に還り（四・二二）關内不進出の方針に復歸せる處、支那軍は亦忽ち進入反攻を繰返す。

「帝國政府は本來の方針として戦禍の平津地方に及ぶことを極力阻止せんとする方針に鑑み支那側正規軍隊の急速なる撤退を要求すると共に長城の線を中心として非武装地帯を設定することとに關し日支間に軍の協定の交渉を行ふ用意あることを茲に通告す云々」（三・一〇 日本側通告）

「支那軍の挑戰にして依然たるものあるに於いては再鑿三撃をも敢へて辭するものに非ず、現在の長城線に於ける寛大なる態度は長く持續すべきものなりや否やは一に支那側の態度如何による云々」（五・四 陸軍當局談）

「軍は隱忍を重ね今日に及びしも最早や坐して彼の挑戰を甘受する能はず、即ち飽くまで其の挑戰の意思を挫折せしむるに決す」（五・八 關東軍司令部聲明）

五・一一日本軍は灤河を再渡河し、密雲へ進撃（五・一五）北平天津に迫る。北平政務委員會に代つて新設（五・三）せられたる

行政院駐平政務委員會の委員長に任命の黃郛は上海に於いて有吉駐支公使と會談の上五・一七入平し、北支將領と協議（六・一八一一九）の結果左二項による申入を日本軍に行ふ。

1. 支那軍は密雲盧臺の線に徹退し、

2. 停戦交渉の形式によらず相互の諒解のみによる事實上の停戦を爲す。狹義の停戦

五・二〇支那軍密雲盧臺より敗走してこの申込自然消滅し、黃河等の首腦部會議は（五・二〇一二二）

1. 最後の一戦を決意せるも支那側同日亦通州より敗走せるに上り、

2. 平津陷落防止の爲には急遽無條件にて一切をすて自發的に徹退の上正式に停戦を提議す。

而して日本側に於いて支那側の實權者より停戦の大計及び誠意を表示するに於いてのみ考慮すとの意向を明示せる爲、遂に國民政

府も正式に對日外交全權を黃に附與し（五・二六）、次いで盧山會議（五・二八一九、蔣・汪・孫・鄒等出席）に於いて「一面抵抗。一面交渉」主義による北支對策を確認す。五・三一塘沽にて停戦協定成立す。その正文は後年冀東特殊貿易問題に紛み國民政府より公表せらる（一一一・五・二八）

「皇軍の再度にわたる關内進出は、決して平津地方の攻略を企圖せるものではない。皇軍が北平天津を指呼の間に眺めながら併も満を持してこれが占領を企圖せざる所以のものも又これが爲である。支那側の責任者にして誠意を以て交渉に臨むならばこれと協議するに敢へて否なものである。なほ支那側の不誠意から交渉が纏まらなかつたり、或はその挑発的行爲により日支兩軍間に戰鬪を惹起するやうな場合に於いてその影響する所甚大なるべきは支那當局も十分考慮してゐる事と思ふ。」

（五・二七陸軍當局談）

三、塘沽停戰協定は

1. 軍事當事者間に於ける、支那側は抵抗挑戰及び對滿擾亂侵略を行はず、との信義上の原則的協定。故に支那側はこの信義を遵守履行し續くべき軍事上の責任を負ふ。履行如何の問題は將來に俟す。

2. 協定に基く非武装地帯の引續、引續後右地帯の治安維持辦法、右地帯に軍隊侵入せる場合の處置、北支に於ける排滿抗日工作の停止處置につきては更に政治上の協定結締せられざれば實施に入り得ず。こゝにも問題殘る。

3. 要するに本來暫定的且つ條件附なる休戰狀態を軍事當局者間に規定せるに留まり、日滿と支那間に介在する北支を實質的に安定せしむるに足る丈の政治的内容を有せず。むしろ政治協定への通路打開の意味に止まる。

四、支那側は

1. 聯盟の無力・英ソの實際の意向に徼し、第三國依存方式の無効を覺り、直接交渉の方式に轉回す。(一五。一一英公使羅外交部長會談、五。二二英佛公使調停申入日本側謝絶、五。二三英米佛和公使・何會談)

2. この上抗戰繼續すれば平津陷落し、國民政府の基礎弱화에伴ひ、黨内各派・各地軍閥の内争表面化して反蔣聯合激化の兆あり、就中北支には學良没落に乗ずる反國民黨系新政權成立の機運さへ生ず。

等の理由により、蔣はともかく目前の危局切抜けの辦法を策し、汪も蔣に拮抗して北支に黃郛以下自己系勢力を扶植確立するの必要上、茲に蔣汪聯繫政權の北支政局暫時的黃郛一任となる。而してその基本態度は

1. 對日武力抗爭による東北失地回復主義の事實上の放棄、對日滿

政策は之より一段落を劃す。抗戰打切り、平津保全、損失軽減の方法上に於いては對日滿政策の轉回なり。

2. 然し乍ら失地回復主義全部の斷念に非ず、従つて滿洲國承認を中核とする日滿支關係調整乗出し程の積極性は全くなし。むしろ抗日は今後日本の弱面たる經濟面に向つて合法的に施行を意圖し、(關稅引上。通關手續の簡便化)を以て日本の之に對する反響に内政干渉と宣傳せんとす。即ち日本側の協定に同意せしめたる將來の根本的政治協定締結には堅く反對し、日本の對ソ・對英米關係惡化の期を待つ。

「軍事に限り政治に亘らず、専ら軍の行動につきてのみ論議して締結せり、政治外交的にはロンドン軍縮會議後徹底的に交渉すべし、政治的條件は未解決のまま、懸案とし置く故屈服には非ず云々」(六。二大公報紙へ發表の汪談話)

「之以上の抗爭は不能なり、長城線外の失地放棄を承認せる意味に非ず、東北失地は國力を恢復し國際合作により解決す云々」(六。五中央紀念週に於ける汪演説)
 「和するに非ず、戰ふに非ず、和せず戰はずにも非ず、抵抗と交渉を並行せしむるに在り、直接交渉は已むを得ざるも東北失地を承認するに非ず云々」(四。二六汪聲明)

五 日本側は

1. この協定を契機とする大局的見地よりの國民政府の自發的對日轉向を期待せしめ、強制的に之を轉向せしむるをさし控ふ。
2. 北支實權者が協定の信義を遵守すべきを信頼し、學良軍閥の没落による新しき文治當局が次いで之を政治協定化して親日滿、滿洲國承認に歩みよるを期待示唆す。

3. 滿洲事變發端來主張し來れる事變解決方式（直接交渉・第三國介入排除）を始めて支那側に採用せしめたり。

4. 協定により設定されたる非武裝地區は次第にその政治的含蓄を發揮することとなる。即ち、この地域に對しては協定に基き關東軍重大なる合法的發言權を有し、その限度に於いて支那側の主權行使は制限せられ、従つてこの地域は、關東軍の諒解無くしてはその特定の主權行使は不可能なる如き、約言すれば日支双方の事實上の合作による特殊なる行政區域たるの性質を有す。

「…偶々支那軍側は深く自ら顧る處あり無益にして且つ無謀なる抗戰の非を悟り停戰の交渉を希望し來るに至れり。皇軍の目的は滿洲國境の安全を確保し以て極東平和の基礎を確立するに存し敢へて他意のあるなし。…昔に兩軍の爲め慶賀すべきところなるのみならず、東洋平和建設に一步を進めたるものとして誠に欣幸に堪へず。然りと雖も本協定は支那軍が誠意を以て之を

遵奉履行することによりて初めて効果を發揮するものなるを以て、支那側がこれをして一片の空文に終らしめざらんことを希望するや甚だ切なり。従つて北支方面政權今後の對滿對日政策はその誠意を測るの試金石として大いに注視を要するところなり云々」(五。三一陸軍省聲明)

「…吾人は支那側殊に北支に於けるその責任者が徐々我方の趣旨の存する處を玩味し事を誤らざらんことを望みつゝ充分の用意を以つて今後の發展の見守るものである。」(五。三一外務省當局談)

「…この間北支當業者が…戰區の接收及び停戰協定の履行に拂ひたる誠意と努力とは日支提携延いては東洋永遠の平和に對しその第一段階を踏み出したるものといふべく…互に相携へて自主的に東亞の和平確立に精進…せんことを切望して止まざるものなり云々」(八。八關内關東軍長城線復歸完了に際し陸軍省聲

六 協定を利用する支那側の内争

1. 西南派領袖胡は停戦反響（五・二〇）、次いで停戦協定詰問（六・二三）の趣旨を通電して蔣の地位を危殆ならしめんと策す。
2. 之に呼應して馮・韓・閻・宗・干・孫殿英。方振武及び廣東派の代表等張家口に會議し（五・二二）、停戦反響・抗日繼續を表明して反蔣的通電を發す。（五・二五、五・二八、六・二三）馮張家口にを民衆抗日全盟軍總司令に就仕せしも（五・二六）、この北支反蔣聯合は失敗して馮は泰山に退隱す。（八・一五）
3. 毛澤東・朱徳の共產軍は打倒介石。永日抗日を謳ひて反蔣聯合に加擔の旨通電を發す。（五・二八）なほこの前共產軍は一定の條件の下に對日共同作戰協定訂立を提唱す^{二三}。（一・一五、三・四、四・一五）

四、支那國際管理政策

一、米支綿麥借款五千万弗成立（八・六・四）
後二千万弗に減額さる。

1. 學良の熱河抗戰を誘導後援して失敗せる宋子文は、學良を通じて舊東北軍を北支に再建して相容ざる汪^四の北支に於ける勢力を覆へし以つて自系の勢力を挽回せんと企て、學良をイタリアに訪ひその蹶起を促す。他面武器購入をもその主要内容とする借款を歐米諸國との間に成立せしむ。

2. 借款は汪の強硬反對にも拘らず成立し、宋・孔祥熙等の歐米派の勢力の成功に乗じて抬頭し、北支停戦交渉の不利を一切黄・汪に歸せしめつゝその勢力一掃に着手す。（七・三黄辭意表明）西南派も歐米派に便乗す。（七・四抗日繼續通電）

3. 停戦協定によりて兆せる日本接近の機運はこの牽制策成效と共に

大頓坐を來たし、長江一帶に排日氣勢再燃の傾向現はる。(七
 ・二上海日貨排斥運動直接交渉方式再び動搖し始め、停戰協定以
 前の列強依存方式復活の空氣濃化する。

4. かくて、宋は、滿洲事變以來の日本の獨自行動を憂慮する列國
 を抱き込みて經濟合作に成功し、之に據りて國內反對派(日本接
 近派)を壓倒する共に、歐米列國と國內財閥との間に介在して買辦
 的に自系の勢力を扶殖し始む。歐米諸國は亦日本進出の經濟的阻
 止を目標として宋の活動を逆用操縦す。

5. 日本はこの種借款に強硬に反對す。(天羽聲明の前兆)但し靜觀
 態度を放棄せず。

「先般來報導せられつゝある米國及び歐洲關係國(英獨伊)の支
 那に對する借款若しくは武器購入契約に對し我が方は最大の關心
 を有するものにして、之等の對支積極援助は結局支那に於ける内
 争または反滿抗日の政治的目的遂行に寄與することゝなるは勿論、

延いては東洋の恒久平和維持に重大なる障害をもたらすに至る事
 極めて明かにして、我が方はこの種對支援助政策の推移に對して
 終始注意深き監視を拂ひ且つこれに對し絶對的反對意思を公然表
 明するものである。」(七・二四外務省當局談)

二 第一次盧山會議(七・一九—二六蔣・汪等出席)

1. 對日長期抵抗の既定方針を繼續するも、非合法的抗日策は國內反
 蔣派に利用の機を與へ且つ日本を硬化せしむるのみ故、殊に北支
 に於いて現狀を維持す。汪・黃の對日政策の承認採擇。

2. 歐米諸國に特殊利權を許與して日本を牽制包圍せしむると共に之
 により軍備就中空軍の充實を圖る。(空軍擴充に關する米支密約^三
 は事實上米支航空同盟に等しく之により昭和十一年迄に空軍整備
 を一應完了の計畫なり。英獨伊との武器契約の外、棉麥借款も五
 分一は兵器にて受取ることと定む。)

3. 國內反蔣派武力統一の爲に軍制統一策決定。

「！屢々宣明せる割讓或は承認の條約に調印せずとの原則は蔣來も嚴守せらるべきものでこの限度を越ゆる場合は如何なる犠牲を拂ふとも惜まざるものである。國際的を我が國に對する同情は固より吾人の歡迎するところで經濟的援助及び技術的協力も亦我國の求むるところである云々」(七・二八 蔣・汪連名通電)

「蔣・汪兩者間に意見一致し、中央にては黃郛を全幅的に支持と決す。…宋歸國後も對日方針に變更なし云々」(七・三〇 汪談話)

三、聯盟技術合作

1. 國民政府は復讐期間中支那と聯盟との連絡を保つを名目として聯盟理事會に對し技術代表者の任命を要求し(六・二八)、同盟事

會は最も利害關係密接なる日本を除外せるま、米代表の出席を招待し、その特別委員會にて討議(七・四)の結果、右申入を可決して技術代表者としてライヒマンを(任期一ケ年)任命す。(七・一八聯盟コミュニケ)

2. 聯盟は、日本孤立化・長期抵抗を目的とする支那の合作申入を逆用し、日本の對支經濟勢力を排除しつゝ、聯盟による支那國際管理への傾向を示す。ライヒマンは在支中滿洲事變を聯盟に出訴せしめたる反日家なり。

四、第二次廬山會議(八・六一—一四、蔣・汪・黃・干・李烈均等出席)

黃南下(八・六)して、宋歸國に先だち歐米派の運動を封じおき以てその北支に於ける自系勢力の維持確立を圖る。

1. 對日長期抵抗の方針は變更せず。但し向後三ケ年抗日を緩和しその間對日消極的靜觀の傍らその對外借款・聯盟合作等によりて國

- 力充實を圖り、然る後一九三五年に於ける日本の危機に乗じて再度積極抗日に出づ。(八・一八中央政治會議にて承認)
2. 日支交渉開始の余儀なき場合は關係列國の参加を要請す。
 3. 北支に於いては現状維持。黃の對日方針再確認。

五、第三次廬山會議(九・六一七、蔣・汪・黃・宋等出席)

1. 宋子文歸國(八・二九)と共に宋・孔・孫等の歐米派は、汪黃派に對し攻勢に出でしも蔣兩派を妥協せしむ。
 2. 蔣は會議開會に先だち宋を呼びて第二次會議決定の對日方針を支持すべく因果を含め、反面全國經濟委員會を擴大して全國の財政經濟を一手に掌握せしめて宋にその委員長の地位を與へ且つ義兄孔を改組財政部長に内定す。
- 「綿麥借款は全部建設事業費に充當し、その保管用途等は全國經濟會議に一任す。故に全國經濟委員會の組織擴大の要あり。外

交問題には發表すべき意見持たず云々」(宋談話)

3. 北支に於いては當分依然對日緩和政策を採りて日本との正面衝突を回避し、對日交渉は黃の裁量に任す。但し蔣は危局切抜けの爲の止むを得ざる對日安全辨として黃を利用するに止まり、黃の立場を徹底的に擁護せず。従つて黃の裁量權は専ら對日滿關係に於いて且つ右限度まで承認さるゝに止まり、内政的には黃は北支に於いて虚位に近し。
- 駐平政務委員會は山東・河北・チヤハル・綏遠・北平・青島の四省二市の政務外交を管轄し黃はその委員長なるも、北支の實權は依然何・干(中央系・河北)・閻(山西)・韓(山東)・宋(チヤハル)の握るところにして、黃は實際は何と干との勢力の均衡上に地位を保つのみ、然も省黨部の指導的監視下にあり。干はその實力を挟みて最も黃の政策實施を妨ぐる姿勢にあり。

六 全國經濟委員會

改組擴大せられ新に全國經濟委員會常務委員會常務委員創設され、
 (一〇・四) 蔣・汪・宋・孔・孫その常務委員となる。

1. 最高財政經濟企畫實施機關となり、國家經濟建設發展上の一切の
 決定實行權を有す。行政院各部はこの事務當局と化す。之により
 全國の財政經濟に對する宋の獨裁權確立されて歐米派の地盤堅牢
 となる。宋は之に據りて當分對日外交よりも國內産業の開發と聯
 盟合作とに没頭す。

2. 外國の對支投資上の唯一のルートとして外資流入促進を圖る。外
 資と國內重要産業とのかゝる合作はその國際共同管理的傾向への
 前進を示す。聯盟技術合作事業・綿麥借款事業皆一手に監視す。
 外人顧問ライヒマン。(一〇・二上海着)

七 建設銀公司成立 (九・六・二)

宋の發案に係るも日本側の反對により對支共同投資機關としては一
 臨失敗の形となる。但し、宋は日本と對抗して國際協力を繼續せし
 むる爲あく迄聯盟技術合作を通じて各國の對支投資を吸收せむと圖
 り、ライヒマンの活動の結果聯盟當局もその設立の裏面に介在して
 同公司がその對支技術合作の補助機關として聯盟と密接なる關係を
 保つを諒解す。聯盟事務總長は日本側ゼネヴァの代表に對しては之
 と無關係なるを言明す。

五、天羽聲明

一、外務省當局談話^三(非公式聲明 九・四・一七)

1. 日本は支那問題については日本の立場及び主張が列國と一致せざるものがあるかも知れぬが、日本は東亞に於ける使命を果し責任を遂行するためには全力を盡さなければならぬ立場にある。さきに日本が聯盟の脱退を余儀なくされたのはその東亞に於ける日本の地位に對する見解が聯盟と相違を來たした結果によるのであつて、これは日本の東亞に於ける地位使命より來るやむを得ざることである。日本は諸外國に對しては常に友好關係の維持増進にとめてゐるのはいふまでもないが、東亞に於ける平和及び秩序を維持するためには日本の責任に於いて單獨になすことは當然の歸結と考へる。又これを遂行することが日本の使命で日本はこれを決行する決意を有する。

2. しかして右の使命を遂行するためには日本は支那と共に東亞に於ける平和維持の責任を分たざるを得ざる次第で又支那以外に責任を分つものはない。従つて支那の保全統一乃至國內秩序の回復は東亞平和の見地から見ても日本の最も切望するところである。しかして支那の保全統一及び秩序の回復は支那自身の自覺又は努力にまつ外なきは過去の歴史の示すところで、現在においても將來においても亦然りである。

3. この見地より支那側がもし日本を他國を利用して排斥し東亞平和に反する如き手段に出るとか或は以夷征夷の對外策に出づるが如きことあらば、日本としてもやむなくこれを排撃しなくてはならぬ。又列國側においても滿洲事變上海事件により形成せられた状態を顧慮して支那に對して共同動作を執らんとするが如きありとせば、たとへその名目は財政的援助といひ技術的援助であるにせよ、つまりこれは支那においては政治的意味を帶ぶることは必然

にして、その形勢が助長せらるるときは遂に支那に於ける勢力範圍の設定・國際管理又は分割の端緒を開くので、たとへ支那に對して大不幸を來すのみならず、東亞の保全惹いては日本のためにも重大なる結果を及ぼすべき虞あり、従つて日本としては主義としてこれに反對せざるを得ぬ。…例へば、最近外國が支那に軍用飛行機・軍事教育顧問等を派遣し又は政治借款を起すが如きは結局支那と日本その他の國との關係を離間し東亞の平和維持に反する結果を生ずることが明白であるから、日本としてはこれに反對せざるを得ない。

4. 右の方針は日本の從來の方針より當然演繹せらるべきものであるが、最近外國が支那において共同動作援助の如き種々の名目で積極的に動いてゐるから、この際我が立場を明かにするも徒爾ならざるべしと信ずる。

英政府用の爲に日本外務省により供給せられたるものとして、英外

相が英下院に提出した(四・二三)る英語正文は、以上と多少の増減差異あり。

二、駐日英大使(四・二五)次いで駐日米大使(四・二六)夫々本國政府の訓令により廣田外相と會見し、對支政策に關する日本政府の眞意を確め度き旨申入る。滿洲事變に於いて米が所謂ステイムスン通牒を日支兩國に通達せる際(七・一・七)、英政府は日本が滿洲に於いて門戶開放主義を維持すとの保證に鑑み、米國の通牒に沿ふて日本宛正式通牒を發すべき必要ありとは思惟せざる旨聲明し(七・一・九)て、米の誘導に應ぜざりし爲、此の度は米政府は對日申入れのイニシアテイヴをとるにつき前回よりも慎重の態度を示し、從つて最初の對日發勅の任務は英政府に落着す。

三、日本外務省は、英米大使の申入に應へ先の非公式聲明の趣旨を酌み之を公式化せる、左記要領の回答文書を兩大使宛通達す。(四・二六)

1. 日本は何等支那の獨立性をも又その利益をも害したることなく、又之を害せんとする意志もない許りでなく、衷心からその保全統一及び繁榮を希望する。而して支那の保全統一及繁榮は主義として支那自身の覺醒及努力に委せらるべきものである。

2. 日本は支那に於ける第三國の如何なる利益をも害せんとする意向を有しない。第三國が善意を以て經濟通商上の取引より支那に接することは支那の爲に利益を齎すべく、日本としては寧ろ之を歡迎するものである。日本は素より支那に於ける門戶開放機會均等々の主義を支持し、又支那に關する現に有效なる諸條約及取極を遵守するものである。

3. 併しながら日本は如何なる形に於いても東亞の平和及秩序維持に反する行動を執るものに對しては黙視することを得ない。日本は東亞に於ける其の地理的地位にも顧み、同方面の平和及秩序の維持に付いては最緊切なる關心を有するものであつて、従つて支那問題に付ては、如何なる第三者と雖も右の事實を考慮に入れざる自己本位の政策實行の爲に之を利用する事を黙視し得ぬ次第である。

四 英外相サイモンは英下院に於いて、(四・三〇)對日交渉の結果を發表し併せて右に關する英政府の所見を陳述す。

1. 支那に於ける機會均等の原則は支那に關する九國條約に極めて明確に保證され居る。日本政府も九國條約の締約國であることは云ふ迄もない。

2. 例へば四ヶ國財團規約の如き協定乃至日本政府が他の諸國の承認を得たその特殊權益を除き、英國政府は今後も依然九國條約締約國の總てに共通な一切の權利を享受せねばならぬ。

3. 日本政府は今回の非公式聲明で支那に對し危惧の念を表示してゐるが、英國政府の政策は常に支那の平和と保全に對する危険を除く去する事を目的とするに依り、日本政府の懸念は英國政府の關する限り全く當らぬ。然つて英國は支那に對する技術的財政的援助等の如き特定行爲がかゝる危険を増大するかどうかを、日本政府だけが單獨に決定する權限を有つてゐる事を承認し難い。

4. 九國條約第一條並に第七條に據れば、支那の安全を害する如き行動が支那に於て起る場合、日本政府は他の締約國の注意を喚起する權限を持つてゐる。是等の條項は日本政府に取つては支那の事態に對する安全辨である。英大使に對する廣田外相の答辨は、今回の日本外務省非公式聲明が支那に於ける他國の共通の權利を侵害しやうとしたものでもなければ日本政府自身の條約上の義務を侵

犯することを意圖したものでないと解する、英國政府の解釋の正しかつたことを示してゐる。廣田外相は特に次の三點を力説した。

イ、日本政府は九國條約の條項を遵守することを確信する

ロ、支那に關する日英兩國政府の政策は一致して居る

ハ、日本政府は支那に於ける門戶開放政策の維持を最も重大視す

云々。^(七)る

右陳述は、九國條約を援用して將來に於ける英國の對支行動の自由を留保する一方、廣田英大使會見の際廣田外相の強調し且つ翌日付の回答第三項に於いて明記せる日本側の最要主張を全く省略して日本側の立場をば曖昧ならしむるものなるにより、日本側は改めて廣田英大使會談の經過を公表し繰返して上記第三項を力説す。

「……その際英大使は英國の條約上の立場を説明すると共に、英國政府は、右談話は支那に於ける列國の或種の行動が東洋の平和若く

は日支國交乃至支那の保全に有害なるべしとの不安に基き發表せられたもの、様であるが英國の政策から斯かる不安の生ずる筈はなく英國としては實際右の如き有害なる措置を避けつゝあり、との議會に於ける英外相を陳述した。廣田外相は右陳述を多とすると共に右外務省員非公式談話に付き我方の立場を説明し、特に日本の東亞に於ける地理的地位にも鑑み、日本は東亞に於ける平和及び秩序の維持に對し、最大の關心を有するものにして、右は到底遠方のもの、比に非ざる可きはむしろ當然なる所以を説いた。」

(五・一 外務當局公表)

五米國は、英國と同日に(四・三〇)國務長官ハルの公式覺書を發表す。

1. 最近支那に於ける並に支那に關聯せる日本及び諸外國の權益に就いての日本政府の態度に關する表示は權威ある筋より發表せられ

たるものなる所より、米國政府は之を黙過すること能はず、且つ米國政府は日本政府の此の態度表示の行はれた事情並に其の聲明の實質を十分考慮して、今回の聲明に關聯する權益問題に關し米國政府の立場を再確言するを必要とするに至つた。

2. 米國支那兩國間の關係は、恰も米國と日本及び其の他の諸外國間との關係の如く、一般に認められた國際法上の諸原則により並に米國が締約國たる諸條約の規定により律せられるものである。國際法上正義上並に諸條約により米國は友邦に關し或る權利並に義務を有す。一二國間又は各國間の關係を規定締結された諸條約はそれに規定された或は承認された方法により、又は締約國相互間に同意された方法によつてのみ、合法的に變更若くは停止され得るものである。

3. 米國政府は國際的聯繫並に諸關係に於て、他の諸國の權利義務並に合法的權益に對して適當なる考慮を拂はんとするものであり、

同時に他國政府に於ても米國の權利義務並に合法的權益に對し適當の考慮を拂はれんことを期待するものである。

4. 米國民及び米國政府の所見によれば、如何なる國と雖も他の諸國の權利義務並に合法的權益が關係ある場合に於ては、關係諸國の同意を得ることなくして、其の意思を決定的なるものたらしめんと努力する事は正當なるものではない云々。

六日本外務當局の非公式聲明が歐米輿論に意想外に深刻なる反響を與へたるに乘じ、國民政府内歐米派はこの機會に以夷制夷の抗日政策の前進を主張して私にその在外使臣と通牒内外呼應して活動を開始す。駐ジュネーヴ公使は、事態の含意は支那を監督し且つその國民生活全般につき否認權を行使する權利を日本側が要求せるにある旨談話す。國民政府はこの勢に動かされ一應再三聲明を發表せるも、

(四・一九、四・二五、四・二六) 汪一派指導の下に對日紛糾を回

避して、南昌會議の既定方針により冷靜慎重の態度を保持するに成功し、歐米派の活動は無効に終る。在外使臣の行動は對外既定方針に何等關係をも且つ責任を以つて之を責處する旨汪言明す。

七、英米の九國條約を援用せる抗議的對日措置に對し、日本側は門戸開放機會均等主義の支持九國條約の違害を再確認せる爲、やゝ不用意なりし非公式聲明の生ぜる波瀾は一應表面上外交辭令によつて取り片付けられたるも、日本側は「東洋平和の安定勢力」なる旨の主張は正式に撤回せず、引續き之を保持し續く。但し爾來支那及び英米に對してこの種含意の聲明を繰返さず。

六、北支不明朗化

一、日支直接交渉回避

米國はワ聯承認（八・二・一六）實施に先だちこの旨を予め支那に内示して、日本を目標とする米・ソ・支三國の親交關係樹立促進を提議す。（二・八 米公使急遽南京に赴く）國府内歐米派はかゝる提議に順應して直ちに南京に於いてソ支不可侵條約締結交渉を開始すると共に、盧山會議に於ける三ヶ年抗日緩和の方針を堅持しつゝ、専ら中央政治會議に據つて汪・黃等日本接近派の日支直接交渉促進の活動を拘束してその没落を企つ。

即ち黃よりその權限に於いて北支日支間に進涉しつゝ、ある停戰協定附屬書に關する案件につき中央の支持を請訓し來るや、中央政治會議は（一一・八、一一・一五）、對日政策は米ソの對日政策と協調するを要し従つて日本との直接交渉を急速に常道化するの要なく現在北支に於ける一切の日支交渉は中止す、この方針の下に

1. 北平政整委員會の改組、權限縮少

外交方針の根本原則は今後中政會議に於いて予め決定の上之が執行を國民政府外交部長に委任す。事後報告による批准要求を禁ず。

2. 日支政治協定締結反對

日支交渉中滿洲に關する問題は先づ中政會議の討議を経てその承認を得るを要す。塘沽停戰協定に準據して行はる、交渉は軍事問題のみに局限し他の問題に及ぶべからず。

を決定す。日支直接交渉方式堅持・停戰協定の政治協定化なる日本側塘沽協定の含意(三の五参照)への無視抗爭。

「最近の國際情勢は極東平和に多大の影響を與へつゝあるが日支

二、南昌會議(九・四・一一—一三 蔣・汪・黃等出席)

1. 北支に於ける日支間の縣案(通車、通郵、設關)解決交渉は、南

京中央政治會議等に於ける歐米派の黃制肘の爲殆ど全く進捗する

問題は双方の情勢より見て依然前途に希望を發見しえぬ。蓋し支那としては到底滿洲を放棄しえず、日本が現下の國際情勢にも反省せずあくまで我方の要求する滿洲國の存在の取消を肯んぜぬに於いては……(二・一 外交部當局談)^(三)

「日支直接交渉説が近來盛に傳へられてゐるがこは全く日本が支那の北支當局を誘惑して局部的談判を行ひ以て滿洲國承認の形勢を馴致せんとの妄想をなすに外ならぬ。支那の外交は一定方針を有し居りかゝる流説は識者の一笑にも値せぬ。又北平政整委員會は一地方行政機關に過ぎず一切の重要問題は中央の命に聞くべきである云々」(二・一 汪談話)^(三)

を得ざりしも、貴は日本側の警告を考慮し北支の政情を安定せしめむとして、その留任條件に懸案解決に必要な國內的權限の委任を要求す。蔣は貴の地位を支持再確認し、且つ滿洲國不承認の原則の下に右權限を地方的事實問題として委任す。北支の部分自治開始の傾向。

- 「…支那側は過去十ヶ月間停戰協定の精神に基く各種問題を少しも進展せしめぬ。我々は支那當局の内政的苦衷を察しかすに時日を以てしてゐるが我々の隱忍にも限度があることを支那側に警告せざるを得ぬ云々」(四・七北平駐在武官聲明^三)
2. 歐米派の牽制工作。立法院は南昌諒解事項をその權限によりて無効たらしめむと企つ。(四・一三)汪立法院の諒解を得るに努め結局その是認を得。(四・二〇)

三 大連會議 (七・二三—二四)

支那側は通車懸案解決(七・一、通郵は一〇・一・一、設關は九・八・一八)を機會に塘沽停戰協定廢棄の意向にて、日本側意向打診の爲め殷同を大連に派遣の旨通告し來り、先方の面目を立て關東軍武官全地にて會談す。殷は日本側の貴に對する好意を確認して、南下莫干山にて貴に報告す。(七・二八)

「…この一協定一必要を生れに至つた抗日排日運動が停戰協定區域から解消し、日滿支三國の國交と三國民の關係が本協定がなくとも圓滿に進行されない限りは、この種の確固たる協定が必要である。従つて帝國政府としては直ちにこの協定を廢棄する意向を持つてゐない。」(七・二一 外務省聲明^五)

四 廬山會議 (八・一〇—一二 蔣・汪・黃・孔等出席)

1. 蔣は日ソ關係硬化を判斷し、之に乗じて日本の北支安定政策は適

宜拒絶の方針に傾く。對日政策の抵抗面の前進。

2. 黄の對日裁量範圍は再び漸減に向ふ。

3. 停戦協定地區内の對日諸縣案（通郵、設關、戰區整理委員會）は部分的技術的に、且つ日本側外交官をのみ交渉相手として進行せしむ。日本の經濟的進出は合法的に阻止す。

4. 廬山に全月最高軍事教育を開始して抗日訓練を行ひ、「一九三五・六年」に於ける外交國防問題を討議す。（八・二九―九・一蔣・孔・黄・顏惠慶・顧維鈞等出席）

「滿洲が今獨立國と稱して支那から分離の形となつてゐるが滿洲の失地恢復は將來の問題であつて支那としては滿洲の獨立と日本の操縦とをあくまで拒否する態度を續け時機の到來を待つ外はないと考へてゐる。今失地恢復を企てこれに力を注ぐことは支那として結局自殺的行爲にすぎぬ。余の對日方針は以上の數言を以て全部を盡してゐる云々」（一〇・八 蔣漢口にてN.C.

D・Nへの談話^六

5. 「對外政策は終始原定方針を變ぜず、絶対に滿洲を承認せず更四省を放棄せず云々。」（一一・一〇汪立法院への報告）^五

五省は南昌會議出席の爲南下（四・三）のまゝ、莫干山に歸臥し續け、蔣の意向と日本側の北支政策殊に黄に對する思惑との明瞭化するを待つ。殷同の報告によりその北支對策に自信を回復して再出馬を定め、右對策の内容につき廬山會議の確認を求むる爲出山し（八・九）、同會議出席直前北支に關する限り對日融和の意圖を放棄せずと語る。次いで五ヶ月振りに北平に歸任（九・一九）し通郵縣案を解決せしむ。廬山會議後南京に於ける歐米派の優勢と他方日本側出先軍部内の黄不信任（北支分離論）空氣の濃化（上海・大連武官會議）とは黄の南下（一〇・一・八）を誘導す。所謂北支黄郭政權の終了。

七、擬裝親日

六、日支親善工作

1. 廣田外相は議會外交方針演説（一〇・一・二二）に於いて親善姿勢を示し次いで衆議院に同趣旨を再言明強調す。（三・一）

「私に關する限り日支關係一絶対に好轉しつゝ、ある事は疑の余地がない。支那が日支親善に好轉して來たことは誠に天祐である。この天祐を完全に捉へ親善の實をあげなかつたならば云々」

2. 鈴木武官・蔣黃會見（一・二九）

日本側は排日の根絶と國民黨部の抗日策動停止を絶対條件とし、蔣は日支双譲及び日本よりの經濟援助を交換條件とし、對立のまま物別れとなる。

「當方の眞意を充分諒解せしむる域に達しなかつた。蔣が幾何の誠意を以つて眞に日支關係の正常化を圖らんとしてゐるかは

今後の實績に照らし、観察するより外はない。」（鈴木武官談）

3. 有吉・汪會見（一・二九）、有吉・蔣黃會見（一・三〇）

「支那側の對日感情問題も次第に緩和し居ること判明した云々」

（一・二九有吉談）蔣は日本側軍部の強硬意見に對し有吉公使の斡旋を申入る。

4. 先づ汪は日本記者團との會見に於いて（一・二五）日支提携に努

力する旨を言明し、次いで蔣は支那記者團との會見に於いて（二

・一）對日態度轉回を闡明すること共に中央通信をして自署日支提

携論を公表（二・一七）且つ全國の新聞に掲載せしめ、中央政治

會議席上に於ける汪の親日演説（二・二〇）に對して全然合意贊

成の趣を通電す。（三・二）同時に國民政府は排日・排日貨言論

の掲載を一切禁止する旨命令し（二・二〇、二・二七）、亦抗日

派たる中央黨部宣傳委員會主席を罷免し（二・二八）、新主席は全

國各黨部に對し排日行爲の停止を命ずること共に日支提携實現切望

の旨所信を開陳す。（三・一）右に件ひ黨部役員に大異動行はる

「日支提携のため歐米との提携が出来ないといふことはない。

又歐米との提携が直ちに日支提携を除外するものとも思はな

い。何れにせよ東洋平和のためには多少の障礙は之を突破し

て斷乎日支の提携に努力する積りである。

2. チヤハル問題は地方的問題として處理し今後斯かる軍事的紛

争は極力避け度い方針である。

3. 借款問題は國際的影響を持つもので容易に出来るものではな

い。將來實業借款の必要があるかも知れないが政治借款につ

いてはまだ考へてゐない。云々」（一・二五汪言明）

「：今回廣田外相の議會に於ける我が國に對する演説には吾人は

誠意を認める。：支那の過去に於ける反日感情と日本の對支優

越態度とは共に之を是正すれば隣邦親睦の途を進むることが出

来る。日本と雖も又必ず信義を以て相應じて來ると信ずるもの

である」(二・一蔣言明)

「日支兩國は東亞の大局の爲めのみならず世界の大局より見て是非とも提携すべきであり、余は廣田外相が其の演説の内容を具體的事實で説明するに違ひないと思つてゐるが、果して然りせば我國民は之により日本に對する認識を新にすること、信ずる。要するに日支關係は正義を根本觀念として解決すべく、解決方法はすべて日支の外交的、直接的交渉によるを至當なりとす」(二・一七 蔣自署論文)

「余は今淡泊にしかも鄭重に聲明する。我等は滿腔の誠意と平和的方法を以て正常の歩調により日支兩國間の一切の紛糾を解決するため、努めて相互に猜疑心を去り云々」(二・二〇 汪演説)

5. 廣田・王寵惠會見(二・二〇)

王は日支平等・不脅威不侵略・交渉は全部外交機關を通じて(軍

部排除)の三條件を提出す。

「日支兩國不調和の原因については自分から言ふ事をさけるが卒直に言へば貴國がその原因の一部を爲しつゝある。廣田外相が今議會で聲明された不脅威不侵略の原則こそ今後の兩國の國交を新しい方向に導く外交の大道を見出したものである云々」(二・二〇王聲明)

6. 廣田外相は上記の如き支那側の提携姿勢にその誠意を認め、日本側よりもこの際好意の實證を示して親善工作を軌道に乗せしめおさして、軍一部の反對にも拘はらず、列國に先だつて大使交換を決定公表す。(五・一七)汪一派の國民政府内の立場これにより稍々有利となる。

「多年の懸案を圓滿解決したのには實に欣幸に堪へぬ。同時に廣田外相の努力と誠意に感佩措く能はざる所である。日支兩國國交の増進は相互尊重を原則とす云々」(五・一七國民政

府當局談^(三)

7. 西南派領袖は日支提携反對の旨を通電（二・二七）して反蔣氣勢を擧ぐ。

8. 日支親善工作の進行に伴ひ歐米諸國殊に英國の嫉視妨害と牽制離間活動始まり、日本側の反駁を余儀なくせしむ。

「其の後東亞の平和は益々確保され日支關係は漸次親善を増加し、東亞の情勢は將に之等（英米）の批評家が希望した如く好轉して來たのである。然るに今突如として日本が既存（九國）條約を破棄し去るものと斷定して九國條約署名國の動員を唱道したり、或は滿洲國の門戶開放問題等を持出して更に東亞の問題に波瀾を起さしめんとする言論を聽くに至つては、其の動機果して何處にありや、解釋に苦しむものである。」（二・二七 外務省當局談^(三)）

二、蔣の對日兩面政策

1. 聯盟脫退・華府條約廢棄・北鐵買收 交渉成立に伴ふ日ソ關係の暫定的緩和・貿易伸張等と日本の對外強硬政策は引續き成功を示し、日ソ日米關係惡化等々を内容とする日本の一九三五年の危機に乗じ歐米諸國を以て日本を牽制讓歩せしむべしとの前年廬山會議等の期待は全く外づれ、東亞の事態はむしろ反對に日本側に漸次有利に展開する如き徴候を示す。

2. 前年來熱河に越境侵入せる宋哲元軍は關東軍の要求に基く撤兵約諾を實行せず却つて増兵の模様ありし爲、關東軍は實力により滿洲國境地方の安定を圖るに決しその旨聲明する（一〇・一・一八）と共に、今回の出兵の目的は宋軍の掃蕩にあり之によりて長城線を越ゆるものに非ざらざるを附言す。次いで（一・二三―二四）掃蕩完了す。（第一次熱河事件^(五)）蔣は右出兵及び後述上海・大連に於ける日本側陸軍武官會議の空氣の背後には關東軍北支進出計畫あり

を推測して、日本の對支政策積極化せりと判断を下す。支那側言論機關の判断も全趣なり。

3. 經濟恐慌と共產軍討伐の失敗に基く經濟上の危局切抜けの爲に歐米よりの救援を必要とするも、日本は天羽聲明によりて列國の對支經濟援助に重大なる發言權を要求し居りて、對日關係改善せられざれば歐米よりの救援も不成立の見込多し。在來よりの日本の反對意向にも拘らず英米に接近しまづ英に二千万磅の借款を申込みしも（三・六英公使聲明 三・七孔財政部長談）英應ぜず、かくて歐米派も一時の手段として對日關係改善に傾く。

等の理由により、蔣は塘沽停戰協定以來の對日正面衝突回避（緩和）政策の面を更に擴大し表面化すべく追ひつめられ、その結果

1. 汪・唐一派による緩和政策を督勵するのみならず、蔣自身も緩和政策の表面に乗出し、間接に日本側軍部を目指して對日交渉に當

2. その爲に廣田外相の親善姿勢を逆用して、専ら日本側外務當局に對して反應を與へ、之を誘導して日本側積極策の中心と觀測する軍部を牽制せしめ、（廣田外相の前引「私の關する限り絶對に好轉しつゝ、あり」云々の演説はこの點正確なり）更に不脅威不侵略相互平等・交渉は外交機關を通じて三交渉方式を提出して、廣田外相演説の眞意は茲に在りと謳ひつゝ、日本側の軍部を交渉より排除し且つ先づ日本側よりの親善實行を要求せむと圖る。（前引二・一七蔣自署論文參照）

日本の對支政策積極化との判断の下に、蔣の對日緩和政策の面も亦かく積極化せられたるも、對日政策の一面たる對日抵抗政策は依然として仗流し却つて一層の陰險を加ふ。

1. 「現下の支那は舉國一致國力の擴充に邁進するの必要あるが故に暫時日本と妥協せんとするものゝ遠からず日本の束縛より脱しうるのみならず第二次大戦には日本の死命を制しうと確信す

云々」(蔣二月上旬廬山將領會議席上の訓話)^(五)

2. 「『滿洲熱河問題解決せざる限り眞の日支提携諒解は絶対に不能云々』(四・二汪會見談)^(三) 四・四支那側誤報の旨日本側へ申入」

3. 汪系林伯生の著名論文「二筋道の對日路線」

「東北四省と共に存亡する決心を堅持す。…現下の政情にては武力回復は不可能なるも滿洲國不承認の決心の下に委曲求全す云々」^(三) 胡適・徐道鄰等の當時喧傳の論文も同趣。

4. 外交部機關紙「外交評論」紙一等當選外交論文

「對日緩和政策により日本の武力壓迫を避けつ、國力充實に邁進す…對日關係は暫定的苟安を保つべく滿洲國承認等に深入りすべからず…歐米列強との友好關係を促進して將來の聯合戦線の基礎を作ら云々」^(三)

5. 日本側よりの日支經濟提携大綱案^(三)に對し支那側は警戒色のみ濃厚

にして沈靜消極の態度を示す。

三、日本側軍部は前年下半年期來引續き、出先機關の上海陸軍武官會議(九

- 一・一七―八鈴木武官主催關東軍代表參加)大連陸軍武官會議(二

〇・一・四―五板垣・土肥原・影佐・高橋武官等出席)等に於ける

南京不信任(北支分離・西南派支持)の空氣を支持して蔣の態度判

斷につき外務省側と必ずしも一致せざりしも、五月大使交換問題に

因み非公式意見を發表して、蔣の態度はその實力を失墜せる南京政

府の一次的糊塗政策に過ぎず本質的轉向を看做すが如きは甚しき認

識不足なりとの判断を明かにす。

「蔣介石が企圖し居る處は支那の内政統一と對日報復の二途である

が…仍つて先づ國內を統一する迄暫く對日關係を悪化せしめない

方針を採る…懸て對日關係に重大なる轉換をなさんとする事は南

京政府要人の企圖である事は從來の行き方より見て一點疑ふべか

らざるものがある。…此處で支那側の手に乗るやうな事をしては眞に支那を自覺せしめる所以となり却つて日支關係を永遠に悪化さしむる素因を作る事になる。…右に示す事實は此の見解を裏書するに足るものと云ふべく云々

1. 排日排貨排日教育の停止は表面的に過ぎぬ。

2. 遠交近攻主義を基調とする内面的軍備充實を計るに共に宋一派の英米接近第一の外交政策は依然南京政府外交の金科玉條である云々

3. 北支停戦協定其の他の懸案に示されつゝある南京政府の態度には表面に口にする所と甚しき懸隔がある。』（陸軍當局非公式發表）

「1. 軍部の態度は南京政府の對日態度が變らぬ限りあく迄も一定不變である。革命外交即ち理不盡な排外主義を信奉してある黨部並にそれと一心全體の南京政府の政策實施が結局滿洲・上海兩事

變を誘發した譯であり、その後南京政府は一時的糊塗政策をこつてはゐるが、根本的對日方針は斷じて改められてゐない。

2. 北支停戦協定の履行に關して何等の誠意なく殊更にその遷延を計つてゐる。併かも全協定は支那側がこれを實行する道義的義務あることは勿論で云々」（一一・一八上海武官室非公式聲明）

「…西南派は大アジア主義を奉じ衷心より日本との提携を希望しつゝ、あり日本は之に對し手を差延ぶべし云々」（鈴木武官談）

「…南京政府への政治援助は友邦たる西南派を蹉跌せしむ云々」（土肥原武官談）

八、天津何應欽協定

河北事件

1. 停戰區域内保安隊入替に關し干學忠停戰協定蹂躪事件（四・三〇

一五・四）

「關東軍に於いては協定の實施を干學忠の一存により阻止さる、
を許す能はず従つて干にして反省せざれば重大なる決意を以て
對處せざるべからず云々」^(三)（五・四關東軍非公式聲明）

2. 孫六勤匪に對する北支官憲の使職事件（五月）

干麾下の保安隊の便宜供與、遼化縣長の彈藥糧秣供給、何の「東
北義勇軍」たる委供狀供與。

3. 陸衣社々員による親日新聞記者二名暗殺事件（五・三）

干の支持の下に所在陸衣社々員中央憲兵密接に協力す。

以上の如き塘沽停戰協定（第一項末文）違反事件の背後に國民政府
國民黨中央黨部の策動存すること判明し、蔣の對日兩面政策中の排

滿抗日政策面北支に於いて先づ明らみに出づ。

三 日本側支那駐屯軍參謀長は北平軍事分會委員長何と會見大要左記の如き警告を發す。(五・二九)

1. 通告 今回の抗日行爲は停戰協定及び天津還附に關する日清交換公文を蹂躪したものである。今後もかゝる行爲があるに於ては、日本軍は自衛上必要の行動をとり、長城以南に進出し、北平・天津を停戰地域に包含せしむるの必要を生ずるに至るであらう。
2. 要求 北支に於ける此の種の禍根を根絶するため、蔣の欺瞞政策を放棄するを要し、最少限度北支地方より右政策の實行機關を撤退せしめ、且つ干はじめ事件關係者の罷免を要求し、中央軍の撤退を要求する。

北平陸軍武官室は全日右事實を發表し(五・二九)、次いで磯谷武官は黃郛と(五・三〇)兩宮武官は唐有壬と(五・三二)夫々會見

警告を行ひ、關東軍(五・三一)幕僚談(五)北支駐屯軍(五・三一)參謀長談(五)亦夫々その見解を發表す。六・二日本側軍用電話切斷さる、及び陸軍省(六・三)當局談(五)北支駐屯軍(六・三)司令部發表(五)は夫々聲明して事件の重大化を宣明し、北支軍參謀長は何と再會見第二次警告を發す。(六・四)同日唐有壬より兩宮武官宛支那側第一次回答を爲し來りしも、右は日本側要求の重點を外し、單に核心を繞る外廓的小事件の處置にて事件を糊塗せんごすに止るもの故、北支軍參謀長は何と三度會見期限附第三次警告を通告し(六・九)、翌日(六・一〇)支那側はその全面的受諾を正式に回答す。その要綱は

1. 干以下の事件責任者の罷免す
2. 憲兵第三團並に軍事分會政治訓練處を北支より撤退す
3. 河北省黨部を撤退す
4. 第五十一軍を河北省外に撤退す。中央軍二ヶ師も同様

5. 日支國交を害する必密要請と發見に取締り其の存在を許さず
 6. 國民政府は近く全國に對し排外排日を禁ずる命令を出す
 國民政府は直ちに「邦交敦睦令」^(三)を發し(六・一一)日本側支那駐屯軍司令官駐支大使も夫々聲明^(四)を發して、(六・二八)互に事件の終了を認定す。

「蓋し日支不安を除去せんが爲に設けられたる停戰協定は殊更に支那側官憲の工作により破壊せられんとし、特に義勇軍の指導根據は天津方面にあるを指摘せざるを得ない。従つて不安状態を緩和し不詳事の勃發を阻止せんが爲には支那側自體の反省に俟つべきである。最近親日轉向を標榜せる國民政府の統治下に於て依然としてかゝる反日瀆行爲が公然行はれつゝ、あるの事實は、國民政府の對日聲明が全然欺瞞的手段に過ぎざりしことを立證するものである云々」(五・三一關東軍幕僚談)^(五)

「本來之等非違行爲に對する處置は一九〇二年天津還付に關する

日支交換公文に於いて日本軍の有する権限により自ら處断しうべき性質のものなるも、茲に北支の安寧を念慮するの大局的見地に基き、暫く之を見合はし且つ前記權限を保留しつゝ、支那當局の反省自裁の舉に出でんことを期したり。此の間我に此の脅威なく伺喝なし。従つて我が陸軍當局は儼乎として支那側之が實行を要求すると共にその推移を注視せんとするものなり」。(六・三陸軍省當局談)^(五)

「軍は外務省と共に支那中央政府の排日イデオロギーの根本的正に過進するにその根本的態度を是正するには外務省と南京政府間に確固たる政治協定を必要とする。これらの問題は外務省の交渉に譲り、軍は本來の使命に立返るが、支那側が反日瀆的行動をなした場合は斷乎として膺懲し一步も假藉しない」。(六・一八北支駐屯軍參謀長談)^(五)

「今回の事件なるものは蔣氏の對日二重政策即ち表面には親日を

裏面に暗躍して排日行營の助成を計つたに非ずたが、今日漸くにして北支に關する限りは表裏共排日的形勢は徹去さるゝに至つた。然し乍ら支那自體としての對日態度は依然として一變せらるゝものは信ぜられず。眞の日支親善は未だしの感が深いが、今後の交渉は外務省が第一線に立ち軍としては背後にあつて之を協力せんとするの態度を採るものである。即ち恒久的な東洋平和の實現に外務省が努力せんことを望む云々。』(六・一二陸軍省當局談)

「北支及びチヤハルに續發せる一部支那官民の不法行爲に對する交渉に關し、幸にも支那軍憲我公明なる要求を受諾し將に其履行を見んごしあるは同慶の至ににして、其誠意を認め暫く確約實行の推移を注視し局面の好轉を期待せんごす。抑々今次交渉に際し我軍要望の主眼ごせるは炳乎たる停戰協定の條章ご儼乎たる彼我軍意の誓約ごに照鑑し、これが違反の責任を糺彈し擾亂の禍根を艾

除し、互に信義を重んじ和平に努め、以て北支に於ける事態の康寧を期し延て滿洲に對する脅威ご日支親善の障礙ごの除去に資せんごするに在り。』這次表面化せる不祥事件の如き其の淵源する所深きものなるを想見せしむるは遺憾に堪へざる次第なり。然るに過日國府更めて全支排外排日禁絶の布告を發したるは敍上禍根の除去に一步を進めたるものごして慶すべく其一時的便法に止まらざらんごを冀ふ云々。』(六・二八北支駐屯軍司令官聲明)

三、かく成立せる梅津何應欽協定は

1. 塘沽停戰協定の嚴然たる存在ご之を遵守履行すべき信義上の責任を支那側に再確認せしめ、且つその趣旨を具體化して施行細則風の協定を追加す。

2. 本來の性質は塘沽停戰協定ご之を同じくし異質の要素を附加するものに非ず。従つて右停戰協定による北支の暫定的且つ條件附休

戰状態はそのまゝ、再確認されしのみにて、依然として根本的安定に必須なる政治協定を缺く。(三の三参照)

3. 支那側は、協定に基き、學忠系及び舊東北軍を河北省より撤退せしめ、黨部を閉鎖し、次いで北平政務整理委員會を解散し(八・三一)宋哲元軍もチャハルに撤退せしめたるまゝ、北支現狀維持を策して一應その成行きに任せたる爲め、平津一帯は當分政治的中心を缺きて茲に暫定的空隙不統一を生ずるに至る。所謂北支自治運動の母胎。

4. 河北省に於ける政治訓練所・監衣社・憲兵第三團等の蔣直屬機關は從來抗日に並びて掃共をその主要任務とし、河北勞働者學生赤系分子の糾察逮捕監禁を専行してその北支進出二ヶ年にして略々之を潰滅し來りしところ、右の河北省撤退に伴ふか、其機能の消滅と共に、甘陝中共中央部は平綏線に沿ひ工作隊を東進せしめて北平に既設僭仗中の中央機關と握手するに至る。八月中共は華北

に中央局華北辦事處を設置し蔡昌を同處主席に任命す。爾來は蔣も陳立夫・果夫を通じて河北中共に暗黙の諒解を與へて、その惡性排日農民暴亂計畫を支持す。平津一帯急激に赤化の傾向を示す。(一四の一・二参照)

四 支那側は

1. 先づ一應部分的に日本側の要求を容認しつ、(六・三 第一次回答)、駐日大使をして廣田外相に懇請し(五・三一)軍部側への斡旋を依頼して事件を外交々渉に移さねとし、同時に蔣は共匪討伐に藉口して正式回答の遷延を試みしも、日本側の態度一致且つ強硬なるに遭ひ余儀なく全面的受諾に決す。
2. 北支に於いては協定の字句を形式的に履行する以上一步も新措置を採らず、積極的防禦の姿勢と事勿論主義を以て一應現狀を維持しつ、成行きを見送る。何も南下(六・一五)のまゝ、北平に歸還せず。
3. 北平政務整理委員會廢止(八・三一)

南下せる何の代理として王克敏任命（六・一八）せられたるも、王其他北支有力者が北支政局不安定に據りて獨自に直接日本と交渉して北支政局の不安を處理し行き、漸次北支獨立政權の色彩を濃くし行かむを危慮し、北支現状維持の目的よりその獨自の立場をまげしめんが爲に、北支機關の單純化を希望する日本側の意向に同意の形にて、北平政務整理委員會を廢止す。冀邪の強調に基く。

4. 駐英米支那大使は、日本の措置は九ヶ條條約違反なる旨夫々申出で、英米政府の考慮を要求せるも、兩國政府の態度は慎重にして渦中に投じ來らずに終る。

5. 中央黨部及び歐米派は滿洲事變の前例に鑑み積極的に外援要求を策さず。交渉進行中及び解決條件自體にも發言せざりしも、解決を俟つて輿論の不満を煽動しつ、交渉當事者たる汪唐一派の彈劾に着手しその一掃を圖り、對日交渉重視さる、に伴ひ一年來優勢

となり來れる汪唐一派に反響を加へて内外政權一切を自派にて掌握せんさす。協定締結の事實上の責任者たる蔣は、歐米派西南派の非難を豫防して、汪一派の苦境に補せざる態度を採りて、四川に在るま、汪の南京歸還の要請に應ぜず。歐米派は之に乗じ中央政治會議に外交部不信任案を上程し（八・七）その通過を圖る。汪は、蔣の共同責任の言質追窮さその歐米派制壓の保證をねらひて、辭表を呈出し（八・八）汪直系の行政院各部長も之に倣ふ。（八・一三）汪の失脚と歐米派の閣府專行とは直ちに對日關係上の破綻を來すを以て、蔣は廬山に歸來し（八・一六一一八孔・宋・陳立夫・何等出席）對日關係惡化回避の爲、一面歐米派を利用しつ、も全時に汪慰留^(五)に決し、汪と會見（八・二一）、次いで汪と共同責任負擔の旨言明す。（八・二二）兩者間の妥協條件は汪の對日接近政策支持、右の爲めに政府黨部の機關改革、人事は汪に一任、等。次いで蔣汪妥協の對日政策に疑心暗鬼の國民黨中堅層

によりて汪狙撃され（一一・一）之に伴ふ行政院改組によりて汪系外交部次長唐有壬左遷（一二・七）次いで暗殺せられ（一二・二五）、幣制改革断行と相俟つて年頭來抬頭し來れる汪一派の勢力全く失墜す。

6. 西南派は反蔣氣勢煽動の爲協定問責通電^(二)を發し（六・二二）排日を高唱す。

五、日本側は

1. 駐日支那大使の廣田外相宛外交々涉による解決申出（五・三一）に接し、外務陸軍當局會談（六・一）の結果左記要領の處理方式^(三)を申合す。

イ、問題は停戰協定違反に由來する故、その解決は一に軍司令官の職權内の統師事項に關聯し外交々涉には屬せず。駐日大使の外相宛依頼は南京政府の意向傳達と解釋す。

ロ、陸軍は關東軍。北支駐屯軍の職權に委ねて現地解決主義による。

ハ、問題は支那中央政府の擬裝的親日態度に原因するもの故、單なる局地問題として解決するを欲せず。支那側の對日二重政策を捨て、誠意ある對日態度鼓擡せんことを要求す。

2. 右方式に基つき關東軍。北支駐屯軍は先づ停戰協定違反の性質の事件として採り上げ、かゝる性質の限度内に於いて解決を遂行し終る。その方法は警告による支那側の自發的措置希望。

3. 關東軍。北支駐屯軍は停戰協定に關する限り、北支に於ける蔣の對日兩面政策は將來ともあくまで追究しその政策變改要求迄徹底すべき含意を發し置きて、局面の好轉を期待しつ、支那側の態度を注視す。後述蘇州事件に基く對支警告（一〇・二九）はこの含意の展開なり。

4. 關東軍。北支駐屯軍は、支那側の停戰協定再確認と共に協定違反

事件としての限度に於ける河北事件の處理を終了し、蔣の對日兩面政策自體への措置は政治協定の對象たる一般的日支國交調整の問題として、之を外務省の外交々事に引續く。(前引六・一一北支駐屯軍參謀長談、六・一二陸軍省當局談參照)

5. 要するに、日本側は軍部の靜觀的對支壓力を背景として、年初外務省より妥協の限度(天羽聲明の趣旨による滿洲國の承認)を提示して支那側の自發的對日轉回を誘導するの態度に出でたるも、支那側の對應態度謀略的に終始せる爲め成功を見ず、次いで河北事件の發生に遭ふ。かくて、塘沽停戰協定以來の日本側の北支に於ける國民政府信賴、自發的對日轉回期待政策(三の五參照)は無効に終り、日本側は海津何協定によりて停戰協定區域に對するその合法的發言權之に基く事實上の合作狀態を改めて確保し、その北支安定政策の重點は爾來支那側の協力を期待せざる軍事協定自力確保政策へと移る。但しか、る政策を採るも北支の實質的安

定の爲には依然日支間に單なる停戰協定以上の政治協定の締結を必須とし、従つて日本側は茲に上記北支對策を堅持しつゝ、國民政府との間に一般的國交調整交渉開始の姿勢を採り始む。

九、チヤハル・灤州事件

一、チヤハル事件

1. 宋哲元軍は前年來引續き滿洲國領土侵犯・停戰區域内侵入・滿洲國挑戰擾亂等の停戰協定違反を繰返す。第一次熱西事件（一・二二）、大灘會議（二・二二）、第二次熱西事件（六・一一―一二）
2. 關東軍の協定履行抗議に基き同軍代表とチヤハル省當局との間に土肥原泰徳純取極め成立し（六・二三）、停戰地域を延長擴大して察北六縣を包含せしむ。國民政府はその確認を回避せらるも遂に正式文書を以て之を確認す。（六・二七）

二、灤州事件

1. 北平軍事委員會分會指導の下にC.C.國に屬する北平爆炸團員灤州に於いて日本軍人及親日系分子を狙撃暗殺して停戰區域内の治安

擾亂を企圖す。(八・四)停戰協定及北清事變議定書違反。

2. 日本側天津總領事は河北省主席商震其他宛抗議を發(一〇・二九)支那
 する共に、北支駐屯軍司令官も聲明を發して(一〇・二九)支那
 側が有效適切なる處置を講じて協定を履行すべき旨を要求す。
 「軍當局に於いては右協定が一時的辦法に止まらざるやう特に
 希望した拘はらず、幾許もなくして灤州事件により右協定の前途
 には一大暗影が投ぜらるゝに至つた。更に爾後に於ける内面的諸
 事象は遺憾ながら右協定に反したる深刻且つ辛辣なる抗日反滿行
 動を裏書するものである。我方に於いては以上の事實は支那制
 令の不徹底に基くものと覺容なる解釋を下して居るにも拘はらず
 支那側においてははかゝる態度を見繼りたる爲ならんかテロ行動は
 近時益々その鋭鋒を鋭くし特に最近に至つては挑戰的態度すら認
 められる諸事象を呈するに至つてゐるのは誠に遺憾とする處であ
 る。これを要するに吾人の恐るるところははかゝる情勢の繼續に

よりてもたらさるゝ、東洋將來の情勢に存する云々」

3. 國民政府は事態悪化回避を圖り、日本との紛議は出來うる限り回
 避するよう機宜の處置を採る旨及び北支將來の全般的對策は六中
 全會五全大會の決定を俟つて何分の通告を發すべき旨併せて北平
 軍事分會宛回訓し、(一〇・三一)翌日商は日本側に回答して、
 自己の權限内に於いて實行しうる事項(謝罪・河北省内國民黨監
 衣社殘留分子の徹底的掃蕩)を承認しつゝ、殘餘の權限外の事項は
 改めて國民政府より回答すべしとして日本側要求を全面的には容
 認せず。

一〇、多田聲明・廣田三原則

一、日本側外務省が軍部の充分なる諒解を待たず（五・一五陸相談）大使交換を決定支那側に通告せる等、年頭來外務・軍部兩當局の蔣の對日態度に對する實質的見解は多少一致せざりしが如く^三軍部出先機關はその中央部の支持下に引續き南京不信任の空氣を表明し續け、北支駐屯軍は、關東軍と一層完全に見解の融合を來すに及び、九月改めて關東軍支持の下に^三その對蔣見解を定式化して發表するに至る。「……滿洲問題解決せざれば眞の日文親善は不可能なり吾人は蔣政權打倒に邁進す云々」（五・一四北支駐屯軍參謀長談）^四

二、多田聲明（九・二四北支駐屯軍司令官談話）

1. 北支に於ける支那民衆の救済と福祉増進とを根本主張とする我軍の公明正大なる方針は終始一貫せるものであり、又不正不義を擧

減するため正當なる威力の行使も必要と認めらる。日滿支共存の素地をなす北支の所謂明器化は北支民衆の力に依り徐々に達成さるべきであるが、これを阻害する國民黨及び蔣政權の北支より除外には威力の行使も亦已むを得ないであらう。

2. この根本主張に基く我軍の對北支態度は

イ、北支より反滿抗日分子の徹底的一掃

ロ、北支經濟權の獨立（北支民衆の救済は北支財政を南京政府の

隷屬下より分離せしむるの外はない）

ハ、北支五省の軍事的協力による赤化防止の三點にして

3. 此等の爲めには北支政治機構の改正確立を必要とするが、さしづ

め北支五省聯合自治體結成への指導を要する。^(五)

同時に日本人記者團に發表せられたる北支駐屯軍司令部パンフレツ

ト「對支基礎的觀念」は、右談話を敷衍しつゝ、日本朝野に對し軍司令官としての所信を披瀝す。^(五)

1. 蔣の親日轉向が事實に於いて具現せらざる限り何等效果なく、事實よりすれば彼等の轉向は一時を糊塗するものに過ぎざることは明瞭なり云々。

2. 現支那政權の擾態に眩惑せらるゝ事なく、自主的立場にありて速かに日本の對支政策を容易に實施しうる地帯より始めて日支共存共榮の樂土を現出し、遂に支那自力によりて眞に彼らの轉向を餘儀なくせしむるを得策とすべし云々。

3. 新舊軍閥及び其の他の搾取者は消滅するを要す。然れども過渡時代に於いて現存する軍閥を一舉消滅することは不可能なるべきを以て、先づ帝國の指導原理に追従せしめて暫く存在を許すは止むを得ざることなるべし云々。^(五)

三、陸軍大連會議（一〇・一三一—一四多田・板垣・磯谷・岡村武官等出席）

多田聲明の公表により軍部側對支政策検討の機運生じ、中央・北支駐屯軍・關東軍・支那駐在武官の幹部大連に會合す。現地言論機關の觀測によれば、その結果は上記聲明を再確認して

1. 蔣政權が日本側の期待（兩軍事協定の履行、擬裝なき日支提携）に背く時は、之を北支の軍事財政關係を隔絶せしめて北支に新情勢を招來せしむ。

2. 但しか、事態の發生は自然の成行に一任し機會の熟するを待つて始めて積極的に行動すべきものとす。

「1. 對支態度に關する限り中央と現地と完全に意見一致す

2. 現在のところ北支政情に對する大手術的なる政治工作は不要な

り

3. 四川に集結せる共產軍が西北を経て滿支國境方面に移動せんとする形勢あるは最も注意を要す云々」（一〇・一四岡村部長談）

四要するに、日本側出先軍部は

1. 平津一帯に於ける反滿抗日活動の一掃及び右活動と關聯する限り國民政府國民黨の同地帯よりの排除に就きては、停戰協定にて充分なり。（八の五參照）

2. 然し乍ら蔣の對日接近の眞意が擬裝にある以上、蔣による北支の安定は期待しえず、従つて、國民政府・國民黨は停戰協定違反の有無に拘らず實力を以て平津一帯より排除し、此を得ざれば軍閥の存在をも許容しつ、北支に反蔣自治體の結成を誘導し、か、事實上の事態によりて北支より漸次壓力を及ぼし行きて、蔣の實質的對日接近を余儀なからしめんとす。

3. 右の態度は停戰協定の履行看視・自力確保（三の五、八の二・五參照）を根本とする在來の出先軍部の態度を一段階進展せしめたるものなれども、その中心たる日蔣不兩立の見解は當然日本側政府部内に於ける對内的意見具伸の性質と解すべく、對外的に日本

政府の蔣政權承認取消・對蔣一般的國交調整交渉無用・河北事件處理方式（八の五参照）廢棄を意味するものに非ず。

4. 出先軍部態度のかゝる進展の一因は蔣の對日兩面政策の暴露にあるも、同時に共產軍西漸の動向と之に對する蔣の措置不徹底（八の三、一四の一参照）もその一半の動機を形成す。

五 廣田三原則

1. 大連武官會議に引續く陸軍上海會議（一〇・一九）海軍上海會議（一〇・二〇）外務上海會議（一〇・一九）三省現地懇談會（一〇・二〇）によりて、日本側中央各省間及中央出先間の對策一致す。即ち

イ、現下の情勢に於て新支那政策樹立を考慮する必要毫もなく、帝國政府としては不斷の既定方針に基きその全面的且つ圓滿なる實現に邁進す。

ロ、內蒙古及北支の赤化脅威に對し國民政府の自主的防衛策に授

助協力し必要により共同防共工作に乗出す。

ハ、從來の如く南京政府を一定の地域に於ける正當の中央政權と認め、右政權を直接交渉の相手として諸縣案の解決に邁進、更に以夷制夷政策清算に誘導し、殊に排日の徹底的取締を勵行せしむ。

ニ、以上（全六項目）の方針の下に可及的速かに積極的交渉を開始す。

かくては日本側は上記出先軍部の實質的見解とその處理方式（八の五、一〇の四参照）を承認して、南京政府を「一定の地域に於ける正當の中央政權」と解釋し之に對する交渉範圍に一定の限度を下しつつも、日支間縣案解決の爲め南京政府との間に直接外交交渉開始に乗出す。

2. かく一致せる見解とその方式に基き、廣田外相は對支關係調整に關する三原則を確立し、之を支那側に提示して意向の表明を求む。蔣は南京に返り（一〇・一四）、汪・黃・何・孫科・陳立夫等と

協議の結果、外交部長汪より駐日大使に折返し基本辦法を回訓し
(一〇・二一) 漠然と日本側申入れに賛成協力の意向を表面す。
その要旨は

イ、排日、排日貨運動の徹底的取締、日支經濟提携の積極的實現
ロ、北支内蒙赤化の脅威に對しては共全防衛提案に全意し最善の
努力を期す。

ハ、北支の特殊情勢を承認し日滿支三國間の提携を圖る。但し支
那の主權を侵害せざるを條件とする事(滿洲國不承認)。

然し乍ら幣制改革北支自治運動に伴ふ後述支那側對日態度轉回(一二
二の四参照)により右回答は空文に終る。

3. 支那側の態度轉回にも拘らず、廣田外相はその議會演説に於いて
(一一・一・二一) 三原則を始めて公式に闡明するに依然之
を堅持強調す。

イ、排日滿運動を停止し改米依存主義を捨て日支協力の實現を期

すること

ロ、支那は滿洲國を承認し特に北支に於いては日滿支三國關係の
調整を圖ること

ハ、赤化運動防止の爲日支共同防衛を策ること

4. 廣田外相が同演説中支那側も右三原則を應諾せる旨言明せるに對
し、支那側は之を承認せる覺えなく事實相違の旨外交部聲明を公
表するに共に不脅威不侵略原則に基く外交手段による交渉を強調
し、(一・二二) 次いで日本側の遺憾表明によりて非公式釋明を
聲明す。(二・二五)

5. 有田外相もその議會演説(五・六)に於いて引續き廣田三原則踏
襲の旨闡明せるも、支那側の態度一轉と重大事件續發の爲具體的
交渉に入り得ざるま、抗日テロの頻發を迎ふ。

一、幣制改革

一、幣制改革

1. 年頭來、經濟危機切迫の爲に必要を、歐米よりの救援獲得の前提條件として、手段的に對日接近に傾け、歐米派は、對日政策の反面たる抗日政策の惹起せる河北事件等による對日接近企圖の失敗に伴ひ、再轉して年頭來の日支提携姿勢による申合を蹂躪し日本側の諒解を抜きとせり對英借款一途による危局打開勢力挽回を策す。

2. 國民政府は汪兇變(一一)。(一)に於て財界動搖の防止を機にその幣制の改革を斷行す。孔財政部長は聲明(一二)。(三)及び通貨改革布告(一三)を發して、銀國有・管理通貨制採用。中央中國交通三銀行發行の兌換券を法貨と認定爲替は對英一志二片半に安定等の決定を公布す。

三、英國側は

1. その視察報告に基き對支政策一新の計畫にてリース。ロスを對支經濟使節に任命派遣の旨發表す。(六。八)リース。ロスは渡支の途上日本を訪問し(九。六一一八)各方面の意向を打診し、その意圖する支那の財政援助乃至借款(二億元説)に日本側の参加を觀誘し、その代償として英の滿洲國承認並に支那滿洲國承認の斡旋等の旨を申出でたるも、日本側は天羽聲明の趣旨(五の一參照)を堅持して之に照諾せず且つ日英關係につきては一般的抽象的調整案を提出せるのみにて、物別れに終る。次いでリース。ロスは駐支英大使を伴ひ駐支日大使を訪問し(一〇。二八、一一。一、一一。一五)再三支那に對する國際借款案を提言して日本側の直接出資若しくは道徳的支持を觀誘せるも、日本側は依然上記の趣旨により反對の旨回答す。

2. 日本側の反對を感知せる英國政府は茲に於いて、再軍備計畫決定。

シンガポール海軍根據地作業の急激なる完遂・支那の經濟的發展に伴ふ貿易關係の伸張等を内容とする新對支政策遂行に決定し、その對日態度一轉回の徵候を示す。かくて日本側天羽聲明は公然と無視さるゝに至り、リース・ロスは上海にて蔣・宋・孔と會見し(一〇・一七)て幣制改革斷行に參與し、その斷行に際しては駐支英大使は「銀支拂禁止勅令」(一一・四)を發し且つ英系銀行の所有銀の國民政府に引渡すに同意する等英國側全面的支持を與ふ。

3. 幣制改革は日滿と特殊關係ある北支に對する中支買辦的資本の擡取を加重しその政治的不安を擴大すると共に、國民政府間に於ける歐米派・中央黨部派の之に乗ずる絶對的優勢確立従つて反日氣勢の急激・汪一派の勢力失墜を導き、かゝる狀勢を逆用する英の上記新極東政策(反日的支那制覇)も茲にその第一歩を開始す。

三、日本政府殊に軍部は上記英の對日態度轉回を確認しつ、孔の諒解工作（一一・一五 磯谷武官訪問）を突き跳ねて、之に對應すべき對支措置着手に急ぐ。

「抑々本件の如き重要問題の決行に當つては日支の關係に鑑みて當然我が方に十分なる協議を行ひ我が方の協力を謀めたる上に之を行ふべき筋合であるに拘らず、這回の如く突然改革の決行を聲明して夫が爲に本件實施の前途に一抔の不安を與へたのは我が方としても甚だ遺憾とするところである云々」（一一・九 外務省非公式聲明）

「1. 幣制改革による銀國有令の強制は南京政府が國民に信賴せられぬ形況に鑑み結局失敗に終るべきは明瞭であり云々

2. 然に日滿兩國と密接不離の關係に置かれてある北支に對して銀の現送を強要することは北支の經濟を混亂に陥れ、さなきだに國情せる民衆をして更に社會的混亂に陥れる結果となり、帝國

の默視し得ないところである。

3. 要するに銀國有は、國民を塗炭の苦に陥れ南京政府一部要人の懐を肥やすか又は軍費に充當せんとするものである。かくの如く民衆の幸福を犠牲として延いては東洋平和を擾亂せんとするものに對しては帝國は斷乎として之を排撃せんとするものである。

4. 果して斯くの如くんば南京政府は自己の急場を救はんとして却つて支那を外國に賣るに至るものさいふも差支へない。要するに英國は滿洲事變以來東洋問題に對して逆轉に轉じ來つたのである。此のことは半殖民地支那をして愈々決定的に英資本の隸屬下に置かんとするものであるが、それは同時に日本との運命的對立を表面に暴露するものであらう。』（一一・九 陸軍中央部非公式見解）

「1. 出先軍部としては國民政府今次の幣制改革には斷然反對である。

それは幣制改革が實に支那四億民衆の破滅を來すもの以外なら
ないからである云々

2. 國民政府は今次の處置は最後の切札であるから一度改革が破綻
せばもはや收拾の途がない。隣邦の民衆がみすみす破滅の淵に
追ひ込まれるのを默視出來ぬ。ゆえに帝國政府としては須らく
今次の改革に反對の理由を明記し、明確に態度を中外に闡明す
るに共に、改革案を中止せしめることが支那を救ふ唯一の途で
あると信ずる。これが具體的對策として帝國政府は上海及び北
支二方面につきそれぞれ次の方針を堅持すべきだと信ずる。

3. 現銀の上海集中は北支那を經濟的に死滅させる。少くとも國民
政府の統制下にある北支那の銀行においてこれを保管するのが
當然であり、北支那民衆の福祉に副ふ所以である。帝國政府と
してもこの方針に基き指導すべきで、北支那實力者にその協力
なき場合わが方は實力をもつてしてもかく遂行してよいと信ず

る。この點は堂々中外に闡明して憚らぬ。』(一一・八磯谷武
官聲明)

「北支那民衆の利益安寧を犠牲とし一部資本を利し南方黨部
關係者若干名の利益を圖る爲銀南途を強行し或は強行を助成
する策動等に對しては、吾人は大なる關心を以て之を監視す
るであらう。蓋し東洋平和の要因茲に潜在するに信ずるから
である。』(一一・一三北支駐屯軍司令部談)

四 英ソ接近

1. 英國は世界大戦中に於いて減退せるその東亞制覇を再び回復せむとして、支那を一應東亞の安定勢力たらしめむと努むるに共にソ聯の極東軍備を評價しつゝ、東亞に於いて、ソ支對日本の間に勢力均衡關係を設定し行きて、日本を對象とする政治的指導權を改めて支那に於いて樹立し行かむとす。幣制改革單獨援助に始まるか、る英國の新極東政策は爾來、その世界政策的考慮よりして、ソ聯の極東政策就中その轉回以後のそれ（後述一六の一参照）との間に一應の默契次いで聯繫形成の方向に向ふ。

2. かくて英ソ接近は昭和十年春より表面化し（一〇・三・二八一三
一 イーデンモスクワ訪問、三・二九 イーデン・スターリン會談）、英は翌十一年初頭に於ける日英海上不兩立（一一・一・一五日本ロンドン海軍會議脱退）を確認するや、ソ聯の極東軍備を強化せしめつ、之をその新極東政策上の對日壓力に利用するを急

ぐ。（一一・一・二九ポールドウィン・リトヴィノフ會談）
英ソ海軍協定（一一・一・五。二〇交渉開始、七・三〇假調印、一〇・一調印）及びソ聯海軍再建援助を目的とする英ソ千万磅借款は同時に成立し、（一一・一・七・三〇發表）而して英ソ海軍協定は、日本がロンドン海軍條約に参加せざる限り、ソ聯はその極東艦隊の排水量・備砲口徑其他につき何等の制約を受けざる旨の留保條項を承認明記す。（五・二四イズヴェステイア、八・二ブラウダ）
「日本がもし日ソ不侵略條約を無用とせばソ聯との間に軍備を競ふことになるが、軍備競争ではソ聯の方が断然有利である。
日本は本能的な挑戰的政策を一九〇四年の見地からでなく一九四〇年の見地から再考するがよい云々」（一一・一・五。一三夕イムス「極東に於ける愚學」）
「ソ聯は（極東に於いて）侵略的でなく、單に防禦的地位を執るに止まる。英國政府の對日見解は日本と友好關係維持及び進んで

その増進に努力すべしといふに在るも日本は協定を遂ぐべしといふ程ではない。蓋し英國は支那に對し門戸開放通商自由政策を採るに對し日本は勢力範圍政策を採る爲か、る協定の達成は困難なるべきが故である云々」(一一・七・二〇 英上院討論に於けるスタナツプ政府代表答辨)

一二、冀察政務委員會

一、北支自治運動

1. 白堊武叛亂とその失敗(六・二七)

2. 香河縣農民自治運動(一〇・二一—二八)

日本側北支駐屯軍は、商震軍によるその武力彈壓は北支治安の紛糾を導くべきにより反對なりしも、農民自治運動の擴大は共產分子の策動に機會を與へるを怖れ警戒的態度を採る。(一〇・二六 多田・商震會談)

3. 幣制改革(一一・三)

北平天津河北チヤハル山東綏遠の各省市當局は日本側軍部意向を背景としつ、自衛上銀弗銀塊の南送拒絶を聲明す。但し國民政府も南送迄は命令せず。

4. 平津衛戍總司令宋五全大會宛通電を發し、(二・一)次いで宋・

秦・蕭振瀛は商震・韓復榘の代表と會合し（一一・一七北平）北支自治宣言案を協議す。國民政府は熊斌を北上せしめて宋及び日本側と會談（一一・八、土肥原・宋會談一一・一二北平）その意向を打診せしむ。

5. 國民政府の對策奏效して商・韓の態度一變し、一一・二〇豫定の北支自治結成最終協議會に代表を派遣せず關與打切りを暗示し、同會合は流會す。北支自治運動の蹉跌。

6. 宋國民政府宛「自治」要求切迫し一己の處理に耐へざる旨通電す（一一・三〇）

7. 殷如耕北支防共自治委員會々長に就任す。（一一・二五通州）

二、日支交渉

1. 有吉・蔣會談（一一・二〇、有吉南京入一一・一九）

日本側廣田三原則を提示の後北支自治運動に言及せるところ、蔣は三原則申入を逆用して問題を外交々渉に移し、北支自治運

動と日本側出先軍部との關係遮断を策す。即ち、日本側軍部の後援下に北支自治運動成功せば支那國民の排日益々激化し三原則違奉不可能ならんと大使に示威しつゝ、同時に、北支自治運動に關する交渉は中央にて日本側外交機關と之を行ふ故、公式交渉上の權限を缺く日本側出先軍部との直接交渉を禁ずる旨を北支諸軍閥に打電して（一一・一九）、右問題處理に關しては外交々渉に
よるべき旨日支中央當局間に諒解あり地方的解決は徒勞且つ國民の反感を買ふのみと暗示し、之により、商・韓・程克の態度を豫定の前夜に逆轉せしむ。

2. 翌日唐外交部次長北支問題解決の具體的辦法を日本側に提示す。

（一一・二）右辦法は北支自治を名目上のみの空文と化するもの故日本側反對の旨回答し、次いで支那側略々同題の行政院緊急會議決定の對案を提示し來るも（一一・二七）日本側も同様反對す。同時に支那側は北支自治運動は北支民衆の總意に非ず日本側軍人

の策謀なる旨抗議す。(一一一。二八)

3. 何應欽は上記對案に據る北支現地收拾に必要な裁量權を附與せられ陳儀。李擇一等を伴ひて北上、(一一一。三〇)保定にて商以下北支將領と會議し(一一二。二)次いで入平(一一二。三)、爾來宋・蔣・蕭等と協議自治運動の懷柔妥協を開始し(一一二。三一八)、日本側出先電報の諒解をえ(一一二。六)多田。何會談、一二。六。多田。蕭會談、一二。二。二。多田。陳儀會談)北支自治辦法を決定す。南京中央政治會議は右決定を可決し(一一二。一一)、翌日冀察政務委員會委員發令され何以下任務を終了して南下す。(一一二。一二)同委員會は一二。一八正式に成立、委員長宋聲明を發す。(一二。一二)同委員會に附與せられたる政治的權限事項は國內的紛糾回避の爲發表せられず。

三、冀察政務委員會

1. 宋及びその股肱の秦・石敬亭及陳中安・鹿鍾麟等の主要委員は國民黨監察委員にして就任に伴ひ脱黨の事なし。北支より國民黨排除せられず、黨治排斥されず。
2. 宋の權限とその政治的實力は前年の黃・何の場合よりも遙かに局限せられ、上級人事・内政・外交皆國民政府に請訓を要す。國民政府公認の地方機關にして元來之に背反しえず。何は南下の後、宋の態度は終始一貫中央擁護の旨談話す。(一一二。一四)
3. 管轄範圍は河北・チヤハルの二省のみ。黃時代の五省より少。
4. 宋は日支親善を謳ひて曖昧裡に地歩を築き來り、引續きこの手法を繰返すのみ。梅津何應欽協定に伴ふ日支間の政治的空隙に乗り込みて只儲けを許されたる姿なり。
5. 宋の實力的基礎を爲す二十九軍は元來馮麾下にあり抗日教育の下に養成せられ且つ前年長城線にて日本軍と交戦せる部隊にして、

屈辱的對日妥協と解する時は絶対に服従せず、宋は主權擁護國土尊重を之に言明、言質を與へて僅かにその統制を維持す。

6. 宋は冀察政務委員會委員長・河北省主席・同全省保安總司令・廿九軍々長・平津衛戍司令（次いで冀察綏靖主任）を一身に兼ね、北平市長（秦）天津市長（蕭）チャハル省政府主席（張自忠）其他兩省の要職は皆一族朗黨に獨專せしむ。民衆の福利と關せざる舊式軍閥政權なり。

7. 要するに、同委員會は何等の自主性無く、停戰協定違反の舉に出づれば日本側より實力を發動せらるべき故に日本側出先軍部内の空氣如何を専ら觀測しつゝ、他面、平津と日本との特殊關係に順應する政治方式を創出して之に局限的自由を公認して外見上の獨自性を示さしめむとする國民政府の北支對策に便乘する底の、元來曖昧事なかれの存在に過ぎず。従つて同依委會は専ら日支關係の如何に伴ひて變動する性質を有し、逆に日支關係を北支に於いて調

整し行きて北支政情を安定明朗化ならしむべき性質能力を有するものに非ず。北支安定の爲の日支間の政治協定（二三の三、八の三参照）當事者たるの資格なし。

四 支那側は

1. 日ソ關係惡化によりて、年頭に恐怖せる關東軍南下の危險消滅せりと判斷し（須磨總領事回顧談^三）、他面英國の極東政策轉回（一の二―四参照）をも背景としつゝ、滿洲事變來の對日態度を一大轉換す。對日政策の重點の日本恐怖より日本輕視への旋回點。對日「一面抵抗・一面交渉」政策より對日「北支原狀回復」政策へ。

2. 五全大會（一一・一五―二三）

對日關係調整が依然その中心問題を爲すも、日本側自信弱^三化・對支和協の徵ありとして反射的に對日感情強化の徵現はる。蔣は外

交演説（一一・一九）に於いて段階の認定に關する自由を留保しつ、對日讓歩に限界あるを強調し、右留保に基き輿論を牽制繰繰して對日自己強化に利用を圖る。大會外交宣言（一一・二三）もその趣旨を確認す。

「…和平未だ完全に絶望に至らざるの時に在つては決して和平を放棄せず、もし國家已に犠牲に非ざれば不可の時に至れば自ら決然犠牲を必とし、最後犠牲の決心を抱定して和平に對つて最大の努力を爲す云々」

3. 北支對策

イ、北支軍閥が梅津何應欽協定に由來する北支政局の暫定的空隙（八の三参照）に依りて結束し、日本側の意向を利用して反蔣獨立を企圖するを阻止せん。蔣は日本側の交渉方式を逆用する共に財政的懐柔威嚇によりて韓・商・程の自治運動合流の阻止に成功す。

ロ、最後まで自治運動に便乗せる宋一派軍閥に對しては之を輿論の支持より切離して孤立せしむる爲、且つ銀國有問題に基き反目激化せる西南派が自治運動交渉を利用して反蔣的排日を高唱する（一二）。一西南派國民政府詰問抗日救國通電に對しては先手打つ爲、自ら積極的に排日輿論煽揚に乗出す。

ハ、共産軍討伐に藉口して之を北支外廓（陝西・綏遠・甘肅・内蒙）へ西漸繰繰し、中央系軍舊東北軍を西北に集中してその中央化と共に北支軍閥威壓を圖る。中央軍が直接關東軍を刺撃するは、却つて關東軍の反撃に便乗する北支軍閥の再結束を誘致すべき故回避す。

ニ、日本側との正面衝突は未だ能ふ限り回避す。停戰協定による日本側の發言權を根源とする北支の或程度の特異性は、主權保持（國土非分裂）の條件を以ては、之を默認し、當分の一般情勢上妥當なる勢力あれば右觀點より承認す。（宋

軍閥を冀察政務委員會なる名目にて)

ホ、但しその性質は能ふ限り曖昧ならしめ置き、當分は形式上の媚態のみにて日本側を納得防衛せしめつ、徐々に中央勢力を滲透挽回せしむ。

ヘ、冀察政務委員會の成立存続は能ふ限り冀東防共自治政府の解消を條件とす。

五 日本側殊に出先軍部は

1. 英の對日態度轉回之に従ふ幣制改革斷行。北支の中支買辦的資本への殖民地化深化に伴ひ、北支安定政策維持の爲に對英抗爭を余儀なからしめられ、銀南送防止の爲に實力行爲をも決意するに至りて、(一一の三参照) 茲に右實力的對英抗爭は當然實力的北支安定策、即ち多田聲明の企圖する段階(二〇の四参照)の急速なる實現なる方式を採る。北支自治運動の誘導促進。

2. 即ち北支自治政權を結成せしめて之を略々西南政務委員會に倣はしめむとす。財政經濟上の南京より獨立。政務の事後報告。日本側推薦者中より委員任命等。

3. 然し乍ら河北事件處理方式(八の五、一〇の四参照)の踏襲は出先軍部外務兩者間の連絡不充分的爲め却つて支那側より逆用せられ、北支五省自治聯合案はその前夜に流産して曖昧なる軍閥的冀察政務委員會の成立に終る。有吉大使の入京、蔣との會談は、成立直前に於いて北支自治運動を崩壊せしめ、高橋北平大使官附武官は、土肥原少將は支那側官憲と交渉すべき權限を有せざる旨聲明するの止むなきに至る。

4. 右委員會の性質(一二の四参照)に對しては最初の目的より見て相當の不滿あるも、一應成立せしもの故之を育成しつ、他面支那側の態度を嚴重看視しつ、機會を待つ。

「北支自治運動の結果は相當我々の期待するところから外れた。

斯くの如き状態では北支の安定どころか、更に第二第三の北支運動が續發するものと危惧される。我々の希求するところは北支那よりの單なる國民黨員の排除ではなく國民黨統治の完全なる排除である。滿洲事變の勃發は張學良氏が黨政に入つた結果に外ならず、今次の北支問題とても同様國民黨多年の秕政より招來されたものである。日支關係の根本的打開策は三民主義そのもの、排撃であり全支に亘る國民黨治の排除にある。以上の見地から北支那に無黨的政權を確立することは日支兩國關係是正の第一歩を踏出すものと確信する。」(一一二・二〇 磯谷武官聲明)

「イ、冀察政務委員會の成立で北支那の時局は一應安定を見たので、今後は同委員會を嚴重監視し眞に北支那民衆の要望に添ふ新政權の確立を見るよう万全の協力を附與する。

ロ、同委員會管内に於ける不法事件其他派生的不祥事件に對し

ては斷乎あくまで責任を追究し徹底的に解決を圖る。

ハ、但し南京政府の統制を離脱した明朗な北支那は早急に實現困難な事實に鑑み軍は隱忍自重し漸次宋軍の善導を圖る。

從て幾多の懸案については總べて北支那の大局的見地に立脚し圓滿妥當な處理を圖る

云々」(一一一・一・九一—一六 天津新京陸軍武官會議決定)

「冀察政權はまあ云つて見れば漸く地均しが出來てこれから建築の緒につかうとしてゐる折で、種々の批評もあるやうだが兎に角北支に於ける日支提携の方面に進んでゐる。同政權に取つて最も重大な問題は對南京政府との關係で又最も困難な問題は冀東政權との關係である。宋哲元氏の對南京策は一つの手段としては無理のない話で、我々としては要するに北支で日滿支提携防共が完全に行はれ、ばよいのであるから、北支は南京より獨立すべきだと早急な議論を立てるのは事情に疎い認識不

足の論である云々」(三。二 土肥原關東軍機關長談)

5. 然し乍ら上述英の北支への經濟攻勢及びソ聯の新極東政策に伴ふ

極東ソ聯の急改なる軍事的經濟建設の強化(後述一六の一参照)に直面しては、右委員會の本質如何を離れて、さし當り北支に於いて早急に對抗的經濟開發着手の措置に出づ。日支經濟提携へ。

「イ、北支那の政治的安定を併行して經濟開發に主力を注ぎ外務機關滿鐵與中公司並に日支兩國實業家と緊密な提携聯絡の下に開發促進に努力する。

ロ、着手しうべき事業については軍はこれら機關を督勵して速かに着手を慫慂し、かつ出来る限りの援助を與へる。」

八一。一。九一。一六上記陸軍武官會議決定)

六 英米側の態度

1. 「今や北支那に於て並に北支那に關し將來甚大な影響を誘致する

ことあるべき異常な性質の政治的闘争が進捗して居る。運動の起源が如何にもあれ何人が現實に活動して居るやを問はず且又右運動に於て如何なる手段が採用されて居るやに關せず、支那北部諸省の政治的地位並に諸條件に實質的變更をもたらすべき努力が抗拒を受けつゝも續行なれて居る事實は顯然動かし難い。米國政府は自ら當事國として參加した諸國際條約の諸條項を堅持するに共に、締約國間の相互的便益接觸を促進調整するため嚴密に加盟した國際條約の諸條項を締約國政府がすべて尊重すべきことを豫め要請する」(一二。五 米國務長官聲明)

2. 「北支の自治運動は英政府に取れ危惧の念を起さしむること頗る多きに鑑み英政府は駐日代理大使をして日本の注意を喚起し同問題に對する日本政府の留意なき聲明を求めた。事件の真相は何であらうとも日本の勢力が支那の内政に干涉の手を伸ばしつゝ、ありこの印象を深めしめることは遺憾である。云々」(一

二・五 英外相下院演説^(一)
 同時にリス・ロスは北上天津にて聲明を發して蔣援助北支自治阻止の氣勢を揚ぐ。

3. 駐英・佛・米の支那大使は夫々任國政府に對し、日本政府が壓迫を加へ居る旨を強調し九ヶ國條約若しくは聯盟規約に基き機宣の處置を採らんことを要請す。

「北支問題處理につき我方と協力の意を示しながら在外使臣が日本の態度及び目的を曲解する悪宣傳的申入れをなしつゝあるは甚だ奇怪；殊に過般外交部が自發的に此種策動をなさず且つ列國への右の如き申入れを考慮してゐないことを告げた事もある云々」(一二・六 外務省聲明)^(三)

一三、冀東防共自治政府

一、殷汝耕自治宣言

1. 停戰區域に於る戰區督察專員殷汝耕は北支自治運動の風潮に乗じ既に内約ありし宋其他の態度を促進し北支五省自治の第一石たらしめて、宋・商等宛北支自治通電^(二)(一一・一五)を發し國民黨國民政府よりの北支の即時分離と完全なる自治要求を強調す。次いで自治宣言^(三)(一一・二四)を發して停戰區域を以て冀東防共自治委員會を組織し、通州に於いてその委員長に就任す。(一一・二六)

2. 北支五省自治宣言案は流産して冀察政務委員會と變じ、國民政府は宋商等宛殷の自治政權を絶體に承認せざる旨並にその逮捕査辦令を訓電し(一一・二六)、解決を一切同委員會に委任して直接對日交渉を回避す。

3. 宋・殷間の争協不成立に終り、殷は冀察政務委員會の性質を中途半端なりとして合流せず正式に不参加の旨通告し（一二・一九）、止むを得ず停戦區域に立籠り、その委員會を冀東防共自治政府と改稱し（二五・二五）自らその政務長官となる。停戦區域故南京政府冀察政務委員會共に軍事的抑壓措置を採りえず。

4. 日本側は冀察政務委員會が財政經濟外交上實質的に國民政府より獨立するを期待し、冀東防共自治政府はその際に於いて之を解消合體すべく、それ迄は對國民政府への切札として好意默認の態度を採る。

「北支工作は冀察政務委員會冀東自治政府の圓滿合流を以て一段落となし事態の推移を當分靜觀するものとする云々」（一・九一—一六 新京天津陸軍武官會議決定）

三、冀東特殊貿易

1. 冀東防共自治政府は獨自の輸入税（「査驗料」）を定む。（一一・二・一二）その税率は國民政府所定關稅率（對日過高政策）の約四分一に當り、且つその區域は停戦區域にして稅關の武裝監視船その領海内に立入りえざる爲、十一年三・四月に於いて主として日本貨物北支に殺倒して一時國民政府下の關稅收入減少するに至れるも、市場飽和状態の到來と國民政府取締方法嚴化に伴ひ、この形勢は急激に下火となる。

2. 二月來五月迄の冀東政府査驗料收入は約三百萬元、國民政府海關總稅務司（英人）が海關收入三分一に減少せりとの放送は甚だしき誇張なり。（五・一五 殷汝耕談話）

3. 但し特殊貿易により利益を獲たるは殆ど一部朝鮮人支那人に止り日本側堅實なる商社は在來風の營業中絶して損害を蒙る。

4. 國民政府の國內的反日宣傳の好材料となり民衆の抗日心甚だしく

刺撃さる。

5. 國民政府は同時にその背後に日本側の活動ありこの旨世界的に宣傳を行ひ、世界の對日輿論も甚だしく悪化する。この種宣傳は英支合作に成り（總稅務司の英・支に於ける言動、英言論機關の態度）且つ英・米駐日大使は日本政府にその善處方要望を申入る。（五・二八、五・一三）

一四、共產軍操縱

一、國共連絡

1. 十年九、十月頃四川成都にて共產軍討伐中の蔣は共產軍との間に或種の諒解を遂げ、陳立夫・果夫をして新疆省民政廳長彭昭賢を秘密裡にモスクワに派遣し、日滿兩國を目標とするソ支合作及び日共妥協につき工作せしむ。

2. 中共北支各省黨支部代表會議（一〇・一〇・一八 北平）に於けるミテーフの報告演説。

「蔣は學良を通じて西北革命委員會主席張國壽に以下の提案を手交せり。西北共產軍は進攻を中止すべくその交換條件としてイ、中央軍は共產軍は討伐を中止して北支に對して合作政策を
 ころ

ロ、河北省に於ける共產黨の活動の自由を認め、平津・子ヤハル・綏遠・山西に於ける活動の自由を默認す。

ハ、日本軍に對して共同戦線を結成す。云々」

三、洛川協定（一一・二・二〇）

1. 學良は一〇・一〇・一五以來數回に互り陝西省洛川に於いて共產軍側と折衝の結果之の妥協成立の見込確實なりとして之を蔣に報告し、十一年一月蔣・學良、第三インタ代表は上海に於いて會見し、次いで蔣・學良兩者の代表團と共產軍側代表毛・除海東・劉子丹は洛川にて會談し大綱左の如き協約^三を締結す。（二・二〇）イ、陝西・甘肅兩省に於ける中央軍は共產軍討伐を中止し双方とも現状を維持すべし。

ロ、共產軍は機を見て山西省に侵入すべし、中央軍は掃匪の名目下に同省に入り閩の勢力を壊滅す。（湖南・貴州・四川の前例通り）

ハ、爾後共產軍は河北・チャハル・綏遠各省を赤化して抗日侵征

軍に参加すべし。

2. 共產軍は後述「八・一宣言」に沿ひ先づ舊東北軍との間に「内戦停止・抗日救國」の統一戦線結成に着手す。

3. 學良は、共產軍討伐を名目とする蔣の舊東北軍整理工作に對抗し共產軍との停戦及び抗日を暗示して蔣を牽制す。

4. 蔣は共產軍東北漸を繰繰して冀察政務會牽制、北支中央化、内蒙赤化（關東軍牽制）を圖る。

5. 年末西安事件はこの協定の擴大強化途上に於ける學良の手違ひに基因す。西安事件の胚胎。

三、共產軍山西侵入（二・一七―五月上旬）

1. 共產軍は上記默契に沿ひ山西省に侵入す。

2. 閩錫山は昨年來北支自治運動に合流せず、此の度も冀察政務委員會に共同防共の爲援助を乞はず、蔣に救援を求め。

- 3. 蔣は冀察當局不出兵の見透し確實なるを待ち、陳誠を主領とし中央軍七ヶ師を山西に入らしめ（三・一〇）、共産軍討伐に終始せず、山西の軍事経済の中央化は主力を注ぐ。（四・二 何太原着）山西省略々中央化して冀察當局への蔣の壓力加重さる。
- 4. 蔣は共産軍に對しその對日政策上の利用を圖るのみにして、徹底せる討伐實行の意圖なし。北支内蒙赤化、コミンテルン・ルート確立の形勢に向ふ。

四 日本北支駐屯軍増遣（五・一五）

- 1. 「近時北支の情勢殊に抗日を標榜する共産軍の脅威平津地方に於ける共産黨及び抗日團體等は帝國の爲めに洵に憂慮に堪へない。右増兵は北清事變議定書に基く帝國の駐兵權に根據を置き、軍本來の任務達成を遺憾なからしむるものであつて、因より北支に於ける支那の主權を侵し又は列國の既得權益を害するもの

- ではない云々」（五・一五 陸軍省當局談）
- 2. 支那側は之を以て日本側軍部の新しき軍事行動開始の前提なるやの危慮を抱けるも、日本側の眞意判明に伴ひ却つて之を見繼り逆襲的抗議（事實上必要なし、民衆の感情を刺戟す、廣田外相の不脅威不侵略原則に反す）を提出す。（五・二七）
- 3. 西南派は「反對日本華北増兵」云々の抗日通電を發し（五・二八）反蔣氣勢を揚ぐ。
- 4. 「日本政府のアジア大陸發展工作に對しては米國政府は極めて深甚の注意を有するものである。昨年一二・五（北支自治運動に關聯する）の國務長官聲明を茲に再び想起することが必要である」と考へる。（五・一六 米國務次官言明）

一五、西南派没落

一、西南派の擬裝抗日

蔣の中央集權政策の進行に伴ひ、貴州雲南の中央歸宗・之による陝西省重要財源たる鴉片通過税激減・幣制改革による西南保有銀の中央移管要求・西南關稅の中央移管要求の形式を通ずるその對西南策も進捗し、殊に西南派柱石胡漢民の死去（五・二二）によりその西南への重壓は増大す。西南派はこの情勢に對抗し、年頭來の全國的抗日救國運動の風潮に乗じ、（六・一 全國各界救國聯合會成立）抗日高唱し國民政府の對日外交上の失敗を痛撃して之を牽制窮地に導きてその重壓を外に轉嫁すること共に、内戦開始の非難を回避しつつ抗日救國の風潮に迎合して自系勢力の挽回せむと、圖る。かくて先づ國民政府・中央黨部宛抗日軍事即時開始要求の通電を發し、（六・二）次いで西南第一第四集團軍も請纓改號通電を發し（六・

四)て抗日救國軍への改編に着手し(六・五)、李宗仁、白崇禧等は全國將領宛抗日出師通電^三を發して(六・七)一致蹶起共赴國難を要求す。

三、蔣は西南派の日本との聯絡なき確認せる後、陳濟棠宛返電(六・七、六・一〇)、中央黨部紀念週講演^四(六・八)、中央通信記事^五(六・二五)等によりその態度を表明す。

1. 中央の對日方針は五全大會外交宣言を引續き堅持す。
2. 南京に二中全會を開催して一切を之に附議し、政治的解決を期す
3. 依然として軍事行動を繼續せば反中央の叛亂行爲と認定す

三、二中全會(七・一一—一四)

1. 蔣の報告演説(七・一三)は、日本側の態度・全國的抗日救國運動・西南派の擬裝抗日の間に介在して、五全大會外交宣言(一二

の四参照)を謳ひつゝ、その對日本・對西南政策に抗日救國の風潮を牽制線維利用せんことをす。

「五全大會の對外方針は、和平未だ完全に絶望の時期に至らざれば決して和平を放棄せず、犠牲未だ最後の瀬頭^六に到らざれば亦輕々しく犠牲を云はず、然も和平には和平の限度あり此の限度を過ぐれば犠牲中に生存を求むるのみ。現在華北は大規模の密輸と不必要の増兵により頗る不安状態を呈し居るも以上の方針に基き種々觀察すれば外交尙ほ運用の餘地ある如し云々」(七・一一 外交部長張群外交報告演説^五)

「…對外は即ち決して何らの領土主權侵害の事實を容認せず亦決して何らの領土主權侵害の協定を簽訂せず。領土主權侵害事實發生するに遇ひもし政治方針を用ひ盡して效なく國家民族の根本生存を危及する時は即ち必ず最後犠牲の決心に出で絶えて締毫の猶豫なし云々」(七・一四 二中全會宣言^六)

2. 西南派二八名提案の「目前抗日救亡最低限度の方策案」は否決、西南派の政治的敗退。その理由は、右案は皆五全大會に決定せる救亡大計に係り中央に於いて切實に計畫中故改めて此種決議を要せず云々。

蔣は二中全會の成功に乘じ軍事上財政上より強硬態度に出でつ、西南切崩しを策す。全國各地軍閥（宋、韓、閻、何健等）及び實業團體も新幣制の壓力及び輿論よりの統一障害・内戰助長の非難を回避して皆西南派行動停止要求通電を發す。陳下野亡命し（七・一八）、蔣は現地解決の爲廣東に乘込み（八・一一）曲折を経て蔣と李・白間に妥協成立し（九・六）、李・白の中央屈服に終る。

五 影響

1. 蔣にさり多年殊に昭和六年胡敦禁事件以來その一大敵國たりし西

南派の没落により、その中央集權統一事業一大段落をつぐ。残るは東北、北支（奉天・冀察・察北）原狀回復の問題のみとなり、南京政府は國內統一への昂然たる意氣を示し始む。

2. 西南派の擬裝抗日スロガンは抗日救亡運動の點火せる輿論を層徴化せしむ。抗日輿論飛躍の第一段。

3. 冀察政務委員會は西南系陳中孚をその外交委員會主席に任じ西南と反蔣的連鎖呼應の姿勢を示し居れるも、呼應して激起せず、南京政府の統一事業の一段落に伴ひ却つてその態度に動搖深まる。

4. 日本側出先軍部の西南提携工作の失敗。（七の三参照）

一六、人民戦線運動

一、ソ聯の新極東政策

1. ソ聯は梅津何應欽協定及び多田聲明を以て日本側に於ける對ソ戦略に基づく北支内蒙支配の確立の企圖と解す。當時の事態は、内蒙に對する國民政府の發言權減少に伴ひ日本側の勢力内蒙に滲透し始め、外蒙を第一線とするソ聯側の勢力と茲に本格的に競合し始むるに至ると共に、日獨軍事協定成立の風説に加へて北支に於ける日支共同防共も實現に向はむとす。(一〇の五参照)

「日本の北支政策は一面蒙古政策の前提であり對ソ戦備を目標とす云々」(一〇。六。二ブラウダ)

2. ソ聯の極東政策の核心は從來ともその日本牽制に存せるも、日本側北支安定政策の展開に對するその深刻なる疑惑不安の結果、之に伴ふ滿洲事變以來の日ソ均衡破綻の一層の前進を虞れ、茲にソ聯はその極東政策の核心を積極的對日牽制政策へと轉回するに至る。

即ち、その表面の目標を日本の對支政策に置き、支那の地に於いて日本の對ソ政策を積極的に牽制すべく、従つて反滿抗日に全支那民衆を動員するを以てその對支政策の基本とするに至る。

イ國民政府の或程度迄（殊に西南派没落以後）強化せられたる國內的地盤並びに國際的條件を確認し、ソ聯側に於ける軍事上交上の對日戰備完了の時機まで、まづ國民政府を誘導使喚して對日牽制の最前線に動員せむとす。

ロかくて、支那の急速露骨なる赤化イデオロギイを暫時隠蔽しつつ、外蒙新疆等に於ける特殊權益擁護の名目により、國民政府に對し數度に互り共同防衛を提議す。（七。八駐支ソ大使外交部次長會談、七。一〇 駐支ソ大使入平）

支那に對し第三國の侵略ありたる場合ソ聯はその防衛に對し共同責任を負ふ等を内容とするソ支秘密協定説傳へらる。

（七。一 駐ソ支大使リトヴィノフ會談）

ハ國民黨と提携して黨内の親ソ派を誘導使喚し黨内日本接近派の廣田三原則呼應の傾向（一〇の五參照）を擾亂阻止すると共に、他面コミンテルン大會を逼じ支那共產黨の勢力を操縱擴大して國民政府を威嚇牽制す。

ニ極東に於ける對日軍備強化の一應の完了に伴ひ對日強硬態度を支那に誘示して日支接近を阻止せむとす。ソ滿國境紛議頻發す。

（一一。一。二八 金廠濤事件、一一。三。二五 長嶺子事件、一一。三。二九一四。一 多ウラン事件）

「過去四年間我々は對日關係に於て忍耐と讓歩的態度を持し平和を念とする見地より兩國關係を悪化する原因を除くに努め、紛争の原因を除く爲東支鐵道賣却を日滿兩國に提議し……該交渉は近く完了するものと信ずる。かくて我々は日ソ關係の改善茲に極東平和の保證に對する我が努力が積極的結果を齎らさむことを期待するの……日本に於いては依然日ソ戰爭が公言せ

られ今に至るも尙この種反ソ運動の鎮靜する如き兆候が見えぬ……これらは總てわが對日態度を決定せしめ我々が極東に必要なる國防施設を施した所以である云々」(一〇。一。二八。第七回全聯邦ソヴェエト大會 塔ロトフ報告演説)

「極東及び東部シベリアの要塞地域に於ける要塞の築造及び武裝は大部分一九三四(昭和九)年度に於て完了し……これらの新規の國防施設の爲め從來六〇万を出でなかつた赤軍は昨三四年度に於いて九四万に増加し、従つて同年度の軍事費は豫算十八億留をはるかに超過し五十億留に達した。なほ本一九三五(昭和十)年度の軍事豫算は六五億留(年度末決算八十二億留、一九三六年豫算は百四十八億留)である云々」(一〇。一。三〇。同大會トハチエンスキイ報告演説)

亦軍事的極東經濟建設の強化

極東第二次五ヶ年計畫實際投資額(全ソ聯基本投資額に對す

る比率)(第一次に於ける比率は一。七%)

| 昭和 | 第一次に於ける比率(%) | 百万留 |
|------|--------------|--------|
| 昭和八 | 四五〇 | (二。五%) |
| 昭和九 | 一、四四七 | (七。〇%) |
| 昭和一〇 | 一、四〇〇 | (六。六%) |
| 昭和一一 | 三、〇〇〇 | |

計畫時に於ける基本投資豫定額四、〇五九百万留中
 運輸通信業 四二。三八% (全ソ聯豫定額にては 一一。四七%)
 重工業 二五。三五% (同 四八。五四%)

二、抗日救國運動の成立發展

1. 第七回コミンテルン大會(一〇。七。二五―八。二〇)をスウエーデンのストックホルムに於ける反「ファシズム」統一戦線結成を決議す。支那共産黨代表出席者は陳紹禹(王明)等
2. 支那共産黨は之に従ひ直ちに「抗日救國の爲に全國同胞に告ぐる

の誓」(一〇。八。所謂八。一宣言)を發表し、抗日人民統一戦線結成、單一的全國的國防政府樹立を提示して國共再提携工作に乘出す。次いで共產黨政治局は「現下の政治情勢と黨の任務」(一〇、一二。二五)なる決議を採擇し抗日人民統一戦線の結成を規定す。

3. 北平大學生は北支自治運動に反對して示威運動を開始し(一〇。一二。九、一二。一六)整然たる秩序の下に十萬の民衆集中に成功す。抗日救國運動の最初の實踐として全國殊に學生層への影響頗る大に天津、南京、上海、杭州、武昌、廣東、重慶、長沙、太原、保定の學生相次いで之に倣ひ、翌年三月上海復旦大學彈壓に至る迄繼續す。

4. 南京にコミンテルン系側面援助機關として中ソ文化協會成立し(一〇、一〇、二五)國民政府内の親ソ派も大同團結す。(孫科。干右任、陳立夫等參加)平津分會北平燕京大學内に成立す。(一

一。九。一蔣夢麟。戈定遠等出席)

5. 支那共產黨は次いで「抗日救國大會召集通電」(一一。二。二一)を發す。之に先ち救國會の先驅として「上海文化界救國會」成立して(一〇。一二。二七)活動を開始し、「全國各界救國聯合會」成立(一一。五。三一。一六。一上海)により内戦停止、抗日救國を標語とする人民統一戦線の本營生ず。かくて八。一宣言後一年にして支那共產黨。中ソ文化協會。中華民族革命聯盟。中華民族解放行動委員會。十九路軍。廣西軍。中國學生救國聯合會。全國各界救國聯合會。中國文藝家協會。文藝工作者。著作人協會。二十九軍。魯東北軍。滿洲抗日合同軍を抱含する人民戦線一應完成するに至る。

6. 全國各界救國聯合會は代表團を南京二中全會宛派遣して(七。一三)對日即時開戦。内戦停止を請願し同時に南京記者團を招待す。次いで聯合會四領袖の名を以て「團結禦侮の若干の基本條件と最

低要求」宣言^三を發表し（七。一五）蔣に對しては「安内先攘外」主張の放棄。西南への軍事行動停止。共產軍との停戰議和並に携手抗日。抗日言論政治運動の自由等を、國民黨に對しては共產黨との提携恢復を要求す。支那共產黨は右宣言を以て八。一宣言に對する最も有力なる回答なりとし毛澤東名儀の書翰^五を以て響應す。

三、抗日予回事件頻發

〆抗日救國運動の風靡に伴ひ抗日予回事件各地に相續いて發生す。中山水兵事件（一〇。一一。九）日比野洋行事件（一〇。一一。一一）成都事件（一一。八。二四）北海事件（九。三）漢口事件（九。一九）、上海事件（九。二三）宣生事件（七。一〇）汕頭事件（九。一七）漢口思明堂事件（一〇。八）大原邦人迫害事件（一〇。八）太沽事件（一一。二）朝陽門事件（一一。五）天津軍用列車爆破事件（一五。二九）豐臺事件（一六。二六、八。二二、九。

九、等

2. 日本側軍部の見解

「……南京政權の所謂遠交近攻の政策と面腹相反の術策は全支を驅つて排日運動に狂奔せしめ暴狀日に募り……爲めに全支同胞の不安は其の極に達す……關東軍は暫く外交交渉の推移を靜觀し南京政府の誠意ある反省を期待するものであるが、支那就中北支の安定は殊に關東軍の使命遂行上絕對の要求であつて假令如何なる犠牲を拂ふも必ず之が實現を期するものである。」（九。二一 關東軍參謀長談話）

「……特に今回（成都、北海）事件は偶發的に非ず遠く溯れば國民政府の母體たる國民黨の徹底排日教育に由來す……川越大使に依り近く正式交渉開始せらるゝから國民は之に十分に信頼しその結果を俟つものなるも、當軍は支那の駐屯する陸軍としての立場上本交渉に示す國民政府の態度就中誠意の有無は當軍の北支に對する態度決定に重大關係あるものとして之に最大の關心を拂ひつ

つその成行を注視するものである」。一九〇五 北支駐屯軍幕僚
談 五

「……支那の國民政府が國民革命を叫んで今日に至るまで既に十
数年を経過してゐるがその出發に當り國民指導精神並に指導工作
に一大缺陷を有し今日尙その偽路に彷徨して居るといふことは争
はれない事實である。此の十數年間に兩國の間に起つた大少各種
の事件は悉く此の偽路にある荆棘に過ぎない。その都度帝國の執
り來つた措置は平和愛好の爲めにする精神に出でたものに外なら
ず……事件そのものに對しては日本政府に於て斷乎たる處断を要
求せらるゝものと確信してゐるが、要は國民政府が速かに偽路よ
り離れて東洋平和を確立する爲の正しい道に立返り茲に日支提携
の曙光を認めることによらない限り、此の種事件の根本的絶滅を期
することは不可能である」。一九〇九 陸軍省當局非公式談話 五

四 日支交渉

日本側は三省會議（一九〇九）決定の方針^五に基き外務省より駐支
大使に訓令^五して、日支提携の共同目標としての共同防共問題、從
來よりの懸案たる北支問題。排日問題。北支特殊貿易問題。航空
聯絡問題。顧問採用問題等、總て此の際一舉にその解決を要望せ
しめて、以て抗日^五事件の遡源的解決を圖る。

「……之等諸事件の解決に當つては支那に於ける普通の殺害事件
の如く單に事件自體の解決を計るを以て満足は出來ない。更に進
んで之等不祥事件の再發を防止する爲め其の根本に遡つて對策を
考へねばならぬ。即ち保證として支那側をして消極的には排日抗
日の取締を勵行せしむるは勿論、積極的には兩國國交の調整を計
り排日抗日の根柢を除去し場合によつては共產黨に對する措置を
も考へねばならぬ……」

我が方としては出来る限り外交交渉に依りて平穩に解決し眞に東

亞の安定を確保するに至らむことを希望するものなるも、既に國內及び在支本邦人間には交渉無用論が盛に抬頭しつゝある……交渉は假令打切るに至るとも、在支多數同胞の生命財産を此の上不安の状態に曝し置くことの出来ないのは勿論であるから此の場合の惜慮に就ては別に考究せねばなるまいと思ふ。

今次交渉の結果は日支關係が非常に善くなるか或は又非常に悪くなるかの二途を出ない。従來のやうな曖昧な状態に置かるゝことを許されないのである。従つて支那側としては此の際日本と握手するか否かを選ぶべき重大なる岐路に立ちをるものである。自分としては支那が萬難を排して我が方と握手するに至らんことを希望して已まぬ」。(一九。二八 外相聲明^(三))

2 支那側は、日本側が軍部見解に基き強硬態度に出づべき可能性ありと判じ

1 支那側事件は共產黨系分子に資を轉嫁してその地方問題として局

局部的解決。不擴大。非政治問題化を急ぐ。睦隣命令(八。二九)「日支國交が正に好轉せんとする際かゝる不幸な事件が突發したことは遺憾千萬である云々」(八。二八 外交部聲明^(三))

日全支新聞をして日本新聞界宛對日共同宣言を發表せしめて(一〇。三 上海南京、一〇。六廣東、一〇。九 香港、福州、一二平津)、日本内部穩健派によつて軍部見解を牽制せしめむと企つ。

「……此の種の事件の發生を以て中國人民の間に普遍的排日存在する明徴なりとなすは中國の人民を誣ふるも甚だしい。若し此の不幸なる事件に藉つて國交の大轉換を欲し臍懸論を主張して壓迫の姿勢をするが如きは實に中國人民の精神的に堪へ得ないのみならず日本明達之士の快とせぬところであらう。……日本朝野がこの點を見透し中國に平常國際間の責任を履行せしめ各事件によつて國交調整の本意を變更せぬならば……日本は

之によつて中國に對する寛仁大度を示すを得中國人に好感を與へるであらう。之こそ所謂排日思想根絶の最も有效なる方法である云々」(京滬各報館遠名宣言)^(五)

「……日本朝野に望むところは先づ眞の問題の解決方式日支關係改善の基點如何を深く認識し外交手段により解決を圖らんことである。日支關係の眞正な改善基點は平等互存の基礎を樹立する事、單に抽象的な原則を保持して互に論争或は脅迫し報復手段を以てすべきではない云々」(廣東新聞二十社聯盟宣言)^(五)

次にその最も危慮せる實力行使の意圖日本側に存せざることを確認しうると共に、支那側は、國交調整交渉に於いて逆に五全大會宣言に基きて對日攻勢に轉じ、上海塘沽兩停戰協定。冀東政府、冀東特殊貿易等の解消をその希望的交換條件として要求す。(一九。二三 川越張會談)

川越蔣會談(一〇。八)

蔣は今後の交渉は外交機關により日支絶對平等の基礎の上に進め領土主權及び行政の保全の原則尊重すべきを強調し、而して日本側は之を承認し、結局蔣は言質を與へず危局回避に一脈の余裕を残して日本側を扱ひし形に終る。(一〇。八 日本大使館コミニケ、川越大使談、國民政府行政院コミニケ、同外交部發表)^(六)

「……双方の會談の精神は完全に平等の基礎の上に立つて居り、川越大使の精神と態度は全く眞摯坦白で感服に値するものであり、通般廣田外相が議會で演説した不脅威不侵略の原則に基き國交を調整せんとするものであつた。本日同大使の示した精神より推論すれば、日支全國間の問題は總て外交の常道により平等の基礎の上に立つて話を進めれば一切の困難解決は可能であり過去の紛糾等陰鬱の空氣を一掃しうるであらう云々」(一〇。

八 蔣談話)^(七)

日本側は川越蔣會談を黙認の上交渉を繼續せる爲(一〇。一九、

一〇。二一、一〇。二六、一一。一〇 川越張會談（支那側の反攻益々積極化し交渉の経過するに伴ひ日支間の主客地位益々顛倒し來る。日本側外務當局は實力行使の意圖を欠きつゝ強硬要求提出の體面を救はんとして妥協により交渉繼續を圖る。

6. 交渉難行中のところ支那側は後述綏東事件を利用して審議を中止してその責任を日本側に轉嫁し、交渉事實上決裂す。双方交渉経過を發表し、日本側の「合意成立」と解する事項に對し支那側は遂一その前提條件乃至交換條件を主張する旨を表明す。

(一二。三 日本大使館發表^(六) 一二。四 外交部發表^(九) 一二。七「中央通信」による支那側非公式發表^(三))

7. 日支兩國政府公表。國民政府強硬態度を表明す。

「……帝國政府としては右一二。三の申入に對する南京政府側の出方を嚴重見守ると共に今後同政府の措置特に排日取締に見るべきものなく、萬一在支居留民の生命財産の安全を脅し或は

帝國の在支權益を侵害するか如き事態が発生する場合には、支那現下の情勢に鑑み臨機必要なる措置を執る方針である。」(一二。一〇 外務省^(五) 當局談)

「……支那側では日本の合法的權益に絶對損害を與へることなく日本人の生命財産も凶隣情例により適當の保護を加へる。但し國民政府は何れの外國が如何なる口實を以て來るとも支那領土内で行はれる一切の非合法行動は斷じてこれを能はず、必ず適當の方法を以て之を排除するであらう」。(一二。一一 國民政府公表^(五))

8. 成都。北海兩事件のみ局地的解決(一二。三〇)

支那側は、西安事件に伴ふ日本の對支輿論の硬化、之に應ずる國內の對日輿論の激化等を封ぜんとして予防的に解決を承認す。局地的解決を主張する支那側處理方式の成功。

五 蔣は交渉途中に於いて別に平漢沿線。津浦沿線。山西省等に中央軍

約二十ヶ師を集中し亦杭州（一〇。一七一—一八）韓復榘。揚虎城。山西代表徐永昌。綏遠代表章嘉佛。冀察代表戈定遠等來會—西安（二〇。二二）閻錫山。傅作義等來會—洛陽（一〇。三〇）張學良。閻。傅。商震等來會—に國防會議を招集主催する等國內風潮に對し抗日姿勢を示しつゝ、日本よりの壓力殊に綏東事件を逆用して、抗日を中核として南京政府の統一政策強化に努む。

1. 冀察政務委員會を包圍威壓して間接に日本側を牽制阻止す

杭州會議の決定せる北支對策は、日本側の新しき申入れは全部拒絕。從來冀察側に於いて採り來りし親日政策も事端を醸さざる限度に於いて進行を留む。防共上の提携反對等々。

2. 北支軍閥の中央化

抗日及綏東事件對策を名目として綏遠。山西。山東。寧夏。ジャハル方面軍閥に武器彈藥を供給し同時に援助の爲に中央軍駐屯を承認せしめ、且つ閻。韓。傅。宋等に中央擁護。中央服従を誓約せしむ。

しむ。（一〇。二八）韓中央派從談^三。學良。汪を失脚せしめたる如く日支交渉を利用して北支軍閥を失脚せしめむとす。

3. 中支資本を介して英國によりて日本牽制を圖ると共に、それらの戰爭反對の意向に基づき、國內抗日風潮に對しては五全大會宣言を繰返しつゝ、抗日の主流へ「ゲゲ」をその縱操下に保持利用して、人民戰線運動に對してはその鎮靜を圖る。

4. 人民戰線運動が漸次その統制下に逸出潛行化して、反蔣運動化。共產系農民運動化する傾向激化し始めたるに對して強壓的態度を採る。章乃器以下全國各界救國聯合會幹部六名を上海共同佛兩租界工部局協力の下に逮捕す。（一一。二三）

5. 學生救國運動は、最初北支自治運動阻止の目的を以て何應欽が北平大學校長蔣夢麟。胡適等と協議し「反滿抗日委員會」を組織指導後援し以てその側面的掩護に利用せるに起りしも（在北平英米系ミシオン。ヌシールも後援使職、ドナルド等示威遊行に参加指導）

支那共産黨及び汪派の活動により夫々反蔣運動に轉化の危険性濃化する。蔣は〇。〇國を運動中に潜入擾亂せしめて之を抗日御用運動に誘導せしむると共に武力彈壓に着手す。(二)二〇「治安維持緊急辦法」發令

六日支交渉約四ヶ月間の日本側の態度は無策と單なる恫喝とを出てえざりしと判じ、その日本輕侮。對日強硬態度深まる。緩東事件の強硬解決へ。

一七、緩東事件

原因 三

三、支那側は緩東事件を以て日本側の防共問題の單獨的實踐に發する北支問題の發火と解し、まづ國民黨中央黨部は聲明^三を發して(一一)。(三)事件の背後に暗に日本在りと示唆して輿論の抗日態度を煽揚し、「援綏剿匪運動」は國土防衛の愛國運動の如き形勢を呈す。國民政府之を利用して對日強硬に出で、日本側外務省より「帝國として鬪する所に非ざる」旨の言質(一一)。(二)外務省聲明^三を獲たる後、內蒙軍を公式に叛亂軍と認定して傳作義軍援助の爲中央軍を北上せしめ陳誠を邊境剿匪總指揮に任命す。同軍は(一)。(二)三緩遠省に入り百靈廟陷落(一一)。(二)四大廟子陷落(一二)。(一〇)に上りて戰局一段落を見る。次いで西安事件發生(一二)。(一一)に鑑み內蒙軍總司令德王は國民政府及冀察政務委員會宛停戰通電^四を發し(一二)。(一)支那側も暗黙裡に暫時之を諒解す。

三 日本側外務省聲明が支那側に逆用せられたる爲め、日本側關東軍。滿洲國外交部次いで同協和會長は夫々聲明を發して内蒙赤化防止の態度を明瞭にし、之に對して國民政府も強硬聲明を發して應酬す。

「……南京政府其の常習手段たる遠交近攻政策に基き近時款をソ聯に通じ防共に關する日本の勸告を斥け顯に容共政策に轉じた結果、中國共產黨及び外國よりする赤化使曠の諂勢力を増大し爲めに東洋平和は著しく脅威せられんとしてゐる。今次内蒙軍が敢然蹶起したのは實に中國共產黨及び之に結託せる軍閥の壓迫より脱せんとする防共自衛の止むを得ざる手段であり、その目的とするところは日滿兩國の緊切なる國策と一致するを以て、關東軍は内蒙軍の行動に對し多大の關心を有しその成功を願ふと共に、万一……果を滿洲國に及ぼし若しくは支那全土赤化の危機に類するが如き事態發生するに於ては適當と認むる處置を講ずるの己むなきに至るであらう」。

(一一。二七 關東軍當局談 三)

「内蒙古軍が今回蹶起した……主たる原因は最近甚しく赤化し來つた西北支那と他方既に完全に赤化した外蒙古との間に挟まれた内蒙古にも赤化勢力が波及する危機が迫つて來たので……緊急自衛の活動に出たるものとみられる。……滿洲國として赤化勢力の侵略に對しては全力を擧げて抗爭する決意を有すること勿論であり、従つて今回の内蒙の防共自衛の聖戰に對して多大の同情と關心とを寄せてゐることは言ふまでもないところで、今後綏遠問題の情勢如何により若し滿洲國の利害に影響するに至らば必要なる處置をとる所存である」。(一一。二七 滿洲國外交部當局談 三)

「……吾人の大理想は全く内蒙義軍と一致する。……吾人は内蒙軍に對し義金を募り其の聖業の大成を祈るものである」。(一二。七 滿洲國協和會長聲明 三)

「今次蒙古匪軍が大舉綏遠を侵犯するに對し國民政府は境土を守り亂を平げ民を安ずる責あり、その背後と作用の如何を問はず、

まさに之を殲滅すべきは獨立國家として第三者の非議し得ざる所である。出師以來着々利を收め匪軍の殲滅まさに遠からず……我政府の赤化防止の決心と成績とは舉世皆知る所にして……領土主權の維持は國家生存の必須條件にして、何れの第三者も如何なる口實を以てするも侵犯或は干渉することを許さず。萬一不幸にしてこの種の侵犯或は干渉發生せば、必ず全力を盡して防衛し以て國家の職責を盡さむ」。一一。二八 國民政府外交部聲明 一

四影 響

ノ内蒙軍の敗退及び國民政府によるその大々の宣傳は、現地の實情とは全く別個に、支那民衆及び世界一般輿論をして、日支の軍事勢力的關係は滿洲事變以來始めて茲にその攻防の地位を顛倒せりとの感^心を抱かしむ。日支關係は軍事的にも旋回點に達せりとの自負心(牟田口小將回顧談^(十))。抗日輿論飛躍の第二段。(第一段は西南沒落)

「……百靈廟の奪還は全國の民心を作興し士氣を鼓舞すると全時に全國の軍民をして全國統一し共同一致してあくまで決心奮闘すれば決して寸土をも裏ふものに非ざる所以を明確に知悉せしめた。この意味に於いて百靈廟奪還は實に我が民族復興の起點である云々」(一一。二九 蔣洛陽談話^(三))

2 冀察政務委員會は内蒙軍敗退により中央の威壓を一層加重せらる。もし内蒙軍勝利の場合には、防共親日の立場より之に合流するよりも寧ろ主權維持領土防衛の名目による中央の命令に服従して之と戦闘に出でむとす。

3 支那側は綏東事件に對する日本側の態度を逆用して國交調整交渉を打ち切り、決裂の責を日本側に轉嫁す。

4 綏蒙政務委員會委員長沙王以下一行南京訪問。(一二。四・六)

一、經過

1 學良は西安にクーデターを敢行して蔣を監禁し、全國に通電を發すると共に國民政府宛要求を提出す。(一一二。一二) 國民政府は中央常任委員會。中央政治會議の臨時聯席會議を開催協議の結果、妥協論(宋兄妹等歐米派。親ソ派等)軍事的解決論(何以下中央軍小壯派。中央黨部急進派等)を壓して、武力討伐をさし控へ妥協工作開始に決す。

2 右決定により蔣顧問英人ドナルドまづ西安に飛び(一二。一四) 蔣の生存を報告す。(一五) 財界安定工作を一應了れる宋子文財界を代表して西安に飛び(一九) 一端飯京(二一) 宋美令。ドナルド。英駐在武官フラルイを同道して再度西安に飛ぶ。(二二) 妥協成立して蔣・學良を伴ふて南京に生還す。(二六)

3 別に學良代表太原に飛び閻と會見妥協斡旋を依頼し(一七)、そ

の結果南京側より代表黃紹雄其他太原に着聞と會談す。(二一)
西安にて妥協成立の爲進捗せずして打切りとなる。

妥協條件

イ學良通電(一二。一二)「……蔣の南京政府は稅政百出し先づ對外的には河北を失ひ冀東。冀察の獨立を見更に綏遠も之に倣はんとす。國民政府は須らく對日宣戰を布告し以て外侮を一掃すべきものなるに軟弱屈折して外交々涉に終始し國家國民は今や危殆に類せんとし見るに忍びざるものあり。吾等は此の機に於いて蔣の現國民政府を否認し國家の改造を斷行し外敵を驅逐して東北四省其他の失地を回復し、國家國民の幸福の爲め第一線に起たむとす」^三

學良國民政府宛要求八條件(一二。一二)

二、國民政府を改組して各黨各派を容納し共同して救國を負責する事

- 一、一切の内戦を停止する事
 - 二、全國一切の政治犯人を釋放する事
 - 三、立即に上海にて捕へられし愛國領袖(章乃器以下救國會幹部七名)を釋放する事
 - 四、人民結社集會等一切の政治自由を保證する事
 - 五、民衆愛國運動を開放する事
 - 六、立即に救國會を召開する事
 - 七、孫總理の遺囑を確實に遵行する事^三
- 口宋子文。張學良間妥協條件(以下の他に五千万乃至一億元)
- 一、蔣は抗日に贊成するも之が實現に若干の準備を要するを以てこの間英米ソ佛等と接近を圖る
 - 二、共產黨との表面的合作はなさざるも共匪討伐を中止し中央軍の活動方向を綏遠。北支に向ける

- 一、舊東北軍及楊虎城軍軍費不足額に對し中央銀行より直ちに一千万元を支給す
- 一、蔣は親日派と目せらるゝところの要人を中央要職より罷免す
- 一、上海に拘禁せられたる章乃器以下六名はその罪を輕減し時機を見て釋放す
- 一、學良は蔣監禁中の日記に關し秘密保全を保證す
- 一、學良討伐に關する一切の處置を撤回し事變前の状態に復す
- ハ蔣。楊虎城約諾（二。二五）
 - 「一、上記張學良八ヶ條要求を承認す
 - 一、中央の入關部隊は二十五日を期し潼關以東に撤退す云々
 - 一、内戦を停止し國力を集中し一致外敵に當る
 - 一、政府を改組し各方面の人材を集中し抗日主張を容る
 - 一、外交政策を改め中國民族解放に同情を持つ一切の國家と聯合す

- 一、上海に於て逮捕したる人民戦線派領袖を即時釋放す
- 一、西北各省の軍權は學良。楊虎城が全責任を負ふ
- ニ楊虎城談話
 - 亦中共「平和と内戦停止の爲の通電」（一二。一。六）
 - 「……結局蔣が學良。楊の抗日主張を承認し學良。楊も亦國家民族を重しとしたるが爲に内戦の被害を免るゝを得た云々……」
 - ハ楊。于學忠反中央通電（一二。一。一〇）
 - 「西安將兵蹶起の動機は専ら純粹な救國思想から出たものである。しかして救國の方法として先に我々は内戦停止即時抗日開戦等八項の要求を中央に發しこれが合法的實現の爲め蔣氏を南京に還し……たるが中央は蔣氏が南京に生還するや右約束を捨て……これ國民政府に救國の良心なく抗日の意思なき立證なり云々」
- ト蔣重大意見發表（一二。二。二〇）

三中全会閉會を機に、言論解放。人材集中。政治犯人赦免等學
良の八ヶ條要求を原則的に容認す。

よ善後處置

蔣南京生還後國民政府は西安側への軍事的壓迫を強化し、その無
條件西安撤退を促せる爲、楊。干は反中央通電を發すると共に、
反中央の示威牽制の目的にて共產軍と妥協す。毛澤東。朱德等共
産軍を率ひて同日西安に入り（一。一〇）舊東北軍。楊軍下級軍
官及兵士を共產軍に改編々入し、舊東北軍。楊軍はその煽動によ
り動搖甚だし。然して楊。干代表と南京側との間に潼關。南京。
奉化等に於いて買収威壓等による妥協開始せられ、蔣の確認によ
り右妥協成立し、西安側西安を撤退し（二。二）共產軍も之に従
ふ。中央軍西安に入る。（二。九）かくて何應欽は三中全会に於
いて西安事件の経過報告^悉を行ひ事件完全解決の旨を述べ（二。
八）、次いで楊。干奉化にて蔣と會談し（三。三一）版途南京に

て同じく事件全く解決の旨を述べ。

「……所謂西北問題は既に全く解決せり。西北軍民の願望完全に
達せられ、今後は領袖擁護。禦侮團結に邁進すべし云々」（楊南京
版着談^五）

三、英國側は前年來の反日的支那制覇の新極東政策（一二の二参照）に
基き南京政權の崩壊防止に果出し

1、駐支大使香上銀行代表ヘンチマンは宋子文と協力して、法幣維持
を中心とする上海財界動搖防止に努め、その成功によりて地方軍
閥の西南事件利用蜂起を阻止す。西安側の予想外れ南京政府の對
西安立場極めて有力となる。

2、ドナルド、南京駐在武官を西安に派遣して妥協に盡力せしむ。

3、事件経過の中途に於いて英と歐米派との關係一層緊密化せられ、
事件の解決は幣制改革に伴ふ國民政府内同派の優位を再確認強化
し、之を逆用する英の支那制覇も一段の深化を示す。

三、ソ聯側は、西安事件を以て、その支那人民戦線運動（一六の二参照）展開途上の手違ひなりとし、右運動の線に沿ひて蔣の救出利用に盡力す。

ハ救國運動側より

在西安の國民黨員は事件發生と共に殆ど逮捕せられ、之に代り各種人民團體百余發生す。その最高團體たる西北救國聯合會（一〇。四既に成立）は「時局に對する宣言」^(十二)を發し（一二。一六）張。湯兩將軍の救國主張を擁護せよと主張す。上海の全國各界救國聯合會も「西安事件に關する宣言」^(十三)を發して、蔣の自由恢復。平和的事件解決。抗日大計畫實行を要求す。

ニ共産黨側より

周恩來は西安に入り（一二。一七）南京西安側共に妥協の意思を有しつゝ、目更良を採り爲に双方進退立すくみの如き事態裡に乗込み、緊迫狀況解決の爲の具大...として、「和平會議召集

提議通電」^(十四)（一二。一九）を發して蔣救出と抗日救國團結とを目的とする妥協會議を即ちに南京に於いて開始すべしと主張すると共に、蔣に讓歩を強要しつゝ、「周恩來ピツソン會見談」^(十五)西安側部隊を慰撫し、妥協の誘導成立に決定的役割を演ず。

四日本側は事件解決の爲の接近手段を欠き靜觀に終始す。

「……中國共産黨は容共抗日の強要を策し以て政府當局を進退兩難に陥れ國家を混亂に導き之によつて彼らの主義貫徹を速かならしむるの計に出づ……若し中國政府にして奮然共産黨を粉碎し防共を基底とする國家百年の大計を樹立せんとするにおいては軍は欣んでその行動を支援すべく、之に反し共産黨及び之が全類と妥協して容共抗日の政策を容るゝにおいては軍は滿洲國の自衛延いては東洋全般の平和確保上必要なる處置を講ずるであらう。」（一二。二八 關東軍當局談^(十六)）

五 影 響

1. 西安事件の要因は（上引 學良の通電並要求條件参照）

人民戦線運動の展開、殊に洛川協定（一四の二参照）に始まる
舊東北軍下層將兵へのその浸透、蔣の救國會幹部逮捕等の人民
戦線運動弾壓に對するその反撃

2. 抗日容共を名目とする學良の對蔣率制的自己保身政策
の合作相互利用。

3. 國民政府はまづ後者に對しては、その動搖的機曾主義的性質を利
用して買収威壓等により切崩しに成功せるも、前者に對しては妥
協に際して政策の根本的變更を條件とするの余儀なきに至る。在
來の共產軍操縱程度より公式の容共政策への轉換の第一歩。抗日よ
り抗日容共へ。

4. 蔣の救出生還。南京政府存續を目標とする南京西安間の妥協は、
英及びソ聯の斡旋に依りて始めて成立するを得、その妥協條件は

英。ソ聯によりて夫々諒解を與へられて安定せり。双方の世界政
策的考慮よりして相接近せる英ソ兩新極東政策（一の二―四、一
六の一 参照）は茲に支那の國內問題解決を媒介として、支那の
地に於いて、明白にその聯繫關係を確立するに至る。

5. 國內風潮の大勢は學良の主張に反對して南京政府支持に傾き「統
一高於一切」との主張熱情化するに至る。事件の解決に伴ひ統一
保持。分裂阻止の原因は國家統一の爲の民衆の自制と協力なりし
と自信し、民衆の抗日的自負心第三段の飛躍を爲す。（西南没落
綏東勝利に次ぎ）

一、對日政策

五全六會外交宣言（一二の四参照）をその根本方針とするは引續き不變なるも、二中全會。三中全會とその強硬態度に段階的前進を示し、今回初めて場合によりては要求貫徹上對日反攻「抗戰」をも辭せざる決意を明瞭にす。

「……今次大會の對外方針は従前と變らず且努力其の進行を策す……若し忍耐の限度を越ゆる損害を蒙らば決然出で、抗戰せん……犠牲の決心と和平の希望とは何等矛盾せず。假に平和の望尙未だ完全に斷絶せずとすれば吾人は素より平等互惠。領土尊重の原則を確守し中日國交調整の努力を惜まず。其の初步解決は匪僞をして其の據る所を失はしめ我主權の障礙を除去せば即ち兩國間の懸案は完全なる解決を得ずとも少くも和平の方法を以て紛糾解決の可能の端緒を得べし。」

之我國に在つては實に目前國家生存最低限度の要求となす。必ず舉國一致最短期間に其の解決を期す……」(二。二二 三中全會對外方針宣言 三)

1 對日自信恢復に伴ひその態度に弾力性を生じ進退自在の餘地留保を示す。小兒病的悲憤衝動の空論流し實行可能と信ずる具体的問題に慎重に主力を注ぐ。當面の問題とせるは冀東、察北六縣(「偽匪」)の「主權侵害」の除去。前日國內新聞への非公式發表原文に於いては明白に北支原狀恢復(冀東・察北・冀察の特殊性否認)を主張せるも公式宣言に於いては之を削除す。

2 冀察政務委員會に對し急激なる政變を加へず。之に壓力を加へつゝも、日本との正面衝突を回避す。

3 冀察側提出(秦德純出席)の防共提案は蔣手許にて握りつぶしとなり、議題にも上されず。

4 昨年末の日支交渉に於いて決裂の要因をなせる協同防共。北支特

殊性承認問題に對し、平等互惠。領土尊重の方式に基く冀東政府解消を國交調整の前提條件とする旨を強硬明示す。在來の日本側への進出中止希望若しくは交換條件申入れ(七の一、一六の三参照)態度より前提條件への硬化、日支調整の前途への致命的暗礁。

5 外交部長張群(一〇。一二。一二就任)はその對日軟弱を攻撃せられて辭職し、王寵惠之に代る。(三。三就任)

二、國共妥協政策

蔣は

1 國共妥協後も共產黨側の主張改變により引續き國民黨側にヘゲモニーを確保しうべき情況ありと判じ

2 妥協に基く國內政情安定は地方開發への専心を可能ならしめ、西南解決により一應完成せる統一政府の威力を實質化して、對日強化を圖る。